

## 会 議 録

会議の名称	第73回小金井市公立保育園運営協議会次第	
事務局	子ども家庭部保育課	
開催日時	令和6年3月16日(土) 午後3時30分～7時30分	
開催場所	市役所第二庁舎801会議室	
出席者	五園連	市岡 幸大 委員(くりのみ保育園) 大島 康宏 委員(わかたけ保育園) 石塚 保章 委員(わかたけ保育園) 柏木 紘子 委員(小金井保育園) 関田 紗友里 委員(小金井保育園) 中岡 秀一 委員(さくら保育園) 田畑 健 委員(けやき保育園)
	市	堤 直規 委員(子ども家庭部長) 中島 良浩 委員(子ども家庭部保育課長) 前島 美和 委員(くりのみ保育園園長) 杉山 久子 委員(わかたけ保育園園長) 小方 久美 委員(小金井保育園園長) 柴田 桂子 委員(さくら保育園園長) 池田 由美子 委員(けやき保育園園長)
欠席者	五園連	斎田 香菜 委員(くりのみ保育園) 大石 裕佳 委員(さくら保育園) 中澤 超 委員(けやき保育園)
傍聴の可否	○可 ・ 一部不可 ・ 不可	
傍聴者数	10人	
会議次第	1 開会 2 議事 (1) 前回会議録の確認 (2) アンケートについて (3) 第VI期に向けて (4) 小金井市立保育園廃止処分取消等請求事件について (5) その他 3 その他 第VI期の委員推薦手続について	
発言内容・ 発言者名	別紙のとおり	
会議結果	1 開会 2 議事	

	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 前回会議録の確認</li> <li>(2) アンケートについて</li> <li>(3) 第Ⅵ期に向けて</li> <li>(4) 小金井市立保育園廃止処分取消等請求事件について</li> <li>(5) その他</li> </ul> <p>3 その他 第Ⅵ期の委員推薦手続について</p>
提出資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 資料286 令和6年度公立保育園の運営に関わるアンケート回答用紙(案)【保護者委員提出資料】</li> <li>(2) 資料287 小金井市公立保育園運営協議会まとめ資料(案)</li> <li>(3) 資料288 公立保育園に関する廃園に向けた段階的縮小の停止と今後の取り進めについて(要望)【保護者委員提出資料】</li> <li>(4) 資料289 東京地裁判決を踏まえた公立保育園の運営の早期実施及び今後の在り方の検討を求める要望書【保護者委員提出資料】</li> <li>(5) 資料290 令和6年第1回定例会市長報告(小金井市立保育園廃止処分取消等請求事件について)</li> <li>(6) 資料291 令和6年度さくら保育園クラス編成についての説明会配布資料</li> <li>(7) 資料292 小金井市立保育園における保育士の配置状況について</li> <li>(8) 資料293 小金井市立保育園における在籍園児(見込み)数</li> </ul>
その他	なし

令和6年3月16日

開 会

- 堤委員長      それでは、ただいまから小金井市公立保育園運営協議会の会議を開催します。
- 今日は、けやき保育園中澤委員、さくら保育園大石委員、くりのみ保育園斎田委員からご欠席の連絡をいただいています。また、ウェブでの参加として、わかたけ保育園の石塚委員、けやき保育園の田畑委員からご連絡をいただいております。
- それでは冒頭のところで、ひと言ということをお願いします。
- 大島委員長      本日、第V期の最後となります。第V期というのが昨年度と今年度、2年間を総括して本日まとめの案を作って、それを議論する場になりますので、これは第VI期に引き継ぐものとして、第V期で何をしたか、どういう議論をしたかということをしっかり残していきたいと思います。
- 一方、皆様の思いとか、そういうことはなかなか資料に残せないもので、今日のこの運営協の場で発言いただいて、そういうことも伝えていただければと思います。
- 以上になります。
- 堤委員長      ありがとうございます。今回は第V期の最後ということになりますので、そのまとめも含めてよろしくお願ひしたいと思います。
- それでは、議事について進行させていただきます。
- まず、2の(1)会議録の確認についてです。前回、会議録については、校正について特段の申出がなかったもので、この校正依頼した内容をもって確定させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。
- ありがとうございます。それでは、異議なしということで進めさせていただきます。
- 2点目です。本日の会議録についてなんですが、本日で第V期がひと区切りとなりますことから、次回で確定というのが難しいですので、メールで校正確認させていただいて、共同委員長の責任で校了とさせていただきたいと思いますが、そちらでよろしいでしょうか。
- では、メールのほうでご連絡しますので、よろしくお願ひします。

それでは、本題のほうに入っていきますけれども、(2)のアンケートについてということで、資料286に沿って、保護者委員の方からご説明をお願いできたらと思います。

市岡委員、よろしく申し上げます。

○市岡委員 前回1月の会議のときに、公立保育園のアンケートの目的とか意義、もろもろからからも再度見直しをしていったほうがいいんじゃないかというところと、アンケートの回答内容についても、もう少しシンプルなものがないんじゃないかという話がありまして、1月の会議の後に運協の五園の数名なんですけれども、集まって話合いをしました。

目的につきましては、多分、保育課のほうにも大島委員長からお伝えいただいたとおりの内容にはなるんですけれども、まず大きく3点ありまして、1点目が、まず各父母及び父母会側から行政に意見を伝える手段というところですね。2点目が、行政側が意見を集約し、運営上の問題点を認識、改善するというところ、3点目が、アンケートを活用することで行政と父母が相互に連携して保育の質の向上を努めることができるというところ、3点になります。

こちら、中島課長のほうからも、五園連としての要望事項を伝える手段という目的は変わらないのか、という話もあったんですけれども、もちろんそこは変わらず五園連として集約をしてやっていくというところは変わらないというところで、今期のままでいいと話し合いましたので、まずその目的としては来年以降も続けていきたいというのが私たちの意見でございます。

まず、こちらについては、特にご意見等、大丈夫ですか。

○堤委員長 大島委員長、何かありますか。

○大島委員長 いや、取扱いを決めていただければ大丈夫です。

○市岡委員 ありがとうございます。それで、もう一点は、今日、お配りしてます資料286のほうなんですけれども、こちらはアンケートをどうしようかというところで考えた結果、例年、昨年との比較もデータ集計していただいているところもあるので、まずそこ大きくずれてしまうと、その集計もなかなかできなくなるんじゃないかというところで、昨年のものを基に作り替えをしているような状況です。

昨年までは設問後に意見を自由記述できるような書式を取っていたんですけれども、自由に書ける部分は最後まとめて5番、6番という形で変更させていただいて、設問自体は少なくしているような状況です。ですので、これは確定版ではないんですけど、こ

ちらを来期の委員にも引き継いで使っていければなというところが、一つ案としては出ているような状況になります。

私からは以上となります。

○堤委員長　　今の市岡委員からご説明いただいた内容に関連して、ご質問があったらお願いします。僕から1点いいですか。

今、案とご説明いただいたんですけど、その案が取れるというか、それは3月までにまだやり取りされるのでしょうか。僕の認識としては、V期としてはもう一応決めておいて、VI期に引き継ぐ、もちろんVI期の中で特段の議論があれば直していただくところもあるけども、一応こういった形で決まったよということでVI期に引き継ぐことで、VI期のほうは特にここはしなきゃということだけでいい、負担の軽減というか、ゼロから考えないでいいと、そんな流れなのかなという理解をしてたんですが。

何かその後にもうちょっと変わる可能性みたいな、何日ぐらいで変わるかもしれないとか、そういうのがあったら教えていただきたいと思います。

○市岡委員　　今おっしゃられたとおり、一応の動きとしての案なので、このままVI期に引き継いで、そこでも何かあれば少し修正等してもらおうという形なので、これ以降はV期での変更はないということです。

○堤委員長　　五期としてはこういう形でまとめたとして、それを引き継いでいただくという流れということですか。

○市岡委員　　はい。

○堤委員長　　ありがとうございました。

ご質問ある方いらっしゃいますか。

○大島委員長　　質問ではないんですが。

例えばこれをVI期に引き継いだときに、今、目的については文書化されていないので、VI期の方には文書として出していただくというところが1点と、あと、これは大丈夫かもしれないですけど、アンケートについては今年度、第V期で検討して、新しいものにしてますということも伝えていただきたいなど。一応その中で検討した結果がこれですと。さっき言った冗長化のところを排除してみたりとか、基本的には前年度から踏襲して、継続的な経過を見られるようにはしていますと、その辺も伝えていただきたいなという2点です。

○中島委員 前回アンケートのスケジュールのお話があったと思うんですけど、早め早めというお話があったので、次回の初回の運協の中でこういった引継ぎというか、アンケートについての時間を取って、今大島委員長が言われたような説明をする形を取ればという感じですよ。

○堤委員長 では、そのような形で第VI期冒頭のほうでやっていって、令和6年度のアンケートにつなげていきたいと思えます。よろしくお願ひします。

それでは、アンケートの関係で、ご意見を含めて、何かありますか。

それでは、こういう形でさせていただくことにして、次の議題に入らせていただきます。

重要な部分になりますけれども、第VI期に向けて、第V期としてのまとめという部分になりますので、こちらのほうに入っていきたいと思えます。

資料287になりますけれども、大島委員長のほうでたたき台を作成いただいて、市の方で後半に資料編を添付させていただいたという形になります。

ですので、前半の内容部分のご説明については、大島委員長からお願いいたします。

○大島委員長 資料287につきまして、さらっと説明いたします。

まず、構成としまして、最初、協議経過がありまして、ここは(1)第IV期までの経緯ですので、私としては前の期、3年前のところのまとめを書いています。そのところから引き継いで第V期が始まっていますので、まずそこは前期のIV期と、そのときに五園連要望事項として残したものが残っていますので、それも再掲という形で五つ付けておきます。そこはまずは載せました。

その次から、(3)から第V期についてという形で、この2年間のところをまとめています。(3)は、ざっくりというところを書いてまして、まず、見直し方針(案)というところ、これが新しい保育の総合的な見直しという市から出された方針案について、このときは案でしたが、これについての考え方というところなんですけど、2021年10月から12月に開催された保護者説明会だったりとか、その後のパブリックコメントで反対多数が多かったこととか、あと保護者委員からの説明にまだ回答がもらえてないとか、そういうことが意見として上がっていましたので、五園連としてもそうですが、運協としても、この見直し方針(案)については、対話、説明の機会を求めるというふうにしておりました。その流れに沿って、第V期は数々の協議を行ってきておられます。

あと、開催方式について、第V期は、コロナ感染がありましたので、最初はWEB形

式で、徐々に対面方式になったという点と、あとアンケートについて、いろいろな協議をして新しいものを作るというところだったり、アンケートの活用についても、要望事項を取りまとめして市へ提示するというようなやり方をしてましたので、その辺をまとめて書いております。

2番以降の協議内容に詳しいことを記載しておりますが、全部は読めませんが、大枠で言いますと、これは昨年度ですが、最初に見直し方針（案）について十分な検討を保護者から要望してましたので、この内容についての協議というところ、疑問点を父母から上げて、それに対して答えていただくということをやっておりました。

このときを振り返りますと、議会の中のこの話も始まりましたので、なかなか答えられることが運協の場ではないということもあって、なかなか協議は難しかったのかなというところを思っております。その中で、前の市長が専決処分後に辞職されたということがあって、この見直し方針（案）のところはこの形で終わっております。

その中で、次の（2）新市長との対応というところで、現市長に一度運協に来ていただいて説明ももらってますので、その点を記載しております。

そのときにも話があったんですが、（3）が、公立保育園の在り方検討委員会を設置するというお話がありまして、これは公立保育園の今後を決めるにはやはりこういう議論が必要だという市長のお話もありましたし、市側の説明もあったんですが、こういうことが始まっているのは、運協とも連携していくお話ではあったかなと思っております。

（4）保育士体制につきまして、これは前期Ⅳ期からの引継ぎでもあるんですけど、なかなか保育士体制が厳しいという状況は何回もお話ししてますので、その協議内容を記載しております。

それと関連する（5）の園児募集定員につきまして、これも保育士体制が厳しい中で、各園の園児募集定員を制限するという話がありまして、その点についての協議を記載しております。

（6）アンケートは、これもかなり回数を重ねて協議をしておりますが、先ほどありましたアンケートをどう取るというところと、アンケート結果の活用というところなどは、保護者側からアンケート結果を見て要望としてまとめた事項、これが昨年度でいうと、六つの要望として上げています。今年度も五つの要望として上げてるところ

を記載しております。来年度に向けてのもう少し回答率を向上するためのやり方というところもここに記載しております。

最後3番、次期への保護者委員持ち越し事項としてくくりをしておりますが、こちらは2024年2月22日にありました裁判の判決結果によって、前市長の専決処分が違法とされた判決によって、廃園条例が無効と判決が出ておりました。この判決を踏まえて廃園されていた2園、くりのみ保育園、さくら保育園における0歳児、1歳児の早期募集再開が望まれると、保護者の思いとして書いております。

ただ再開すればいいというところではなく数々の課題もありますので、それも含めて議論していく、協議していく必要があるんじゃないかということも含めて書いておまして、最後は、先ほどありました公立保育園の在り方検討委員会ということも、今後の公立保育園を議論する上で重要なものと考えてますので、これがもし設置された場合は、この協議会だったり、五園連と市民の意見を踏まえて、広く議論されることを期待したいという形でまとめております。

こういう形で、V期の協議内容を総括したものとなっております。以上です。

○堤委員長 ありがとうございます。

この内容について、まずはご質問があれば、いただきたいんですけど。

○大島委員長 なかなか質問も難しいですかね。

○堤委員長 保育課側としては事前に案を見せていただいて、ちょっと内容的に重複しているかなとかというところの整理のご相談をしたというところで、資料編を作るとかやっているので、特に質問とかはないのだろうなというところなんですけども、その上で保護者側の委員の方や保育園のほうからで何かご質問があればということになります。

場合によっては、細かい文言とかは、共同委員長にお任せいただくんだとしても、何かこの辺をちょっと違う言い方に変えたほうがいいなどご意見いただけると、この今日の協議会に足跡が残っているといいなと思うんですよね。その辺でお気づきの点があれば、いただきたいかなというところなんです。そうは言ってもいきなりだとなかなか難しいかなと思いますけど。

○大島委員長 第V期にどんな議論をしてきたかというところが、流れとして分かるようなイメージでは書いています。いろんな議論があったんですが、やはり大きなものとしてはこういうものがあつたかなというところを残してます。ですので、こんなこともあつたんじゃないかとか、実は私こういう議論がもうちょっと重要と思ってたけど書いてないとか、

そういうことあれば、ぜひご発言いただいて、まだ修正はできますので、と思っております。

そうしましたら、ちょっと私のほうから今日の議論にもつながるところをもう少し補足しておきたいなと思います。

大島からも一つ補足しますと、今日、この後に資料提示いただいたものとして関連するものとしまして、保育士体制というのがございます。こちらにつきましては、第68回2023年3月18日、第69回2023年5月27日の、土曜の保育士配置状況という資料を提出いただいております。このときは、正規職員に関して5名、五園合わせて5名、任期付職員に関して6名不足という状況になっていました。そこから市議側のほうもこれは課題として考えていただいて、保育士採用については強化いただいてというのは、この協議会の場でも何回もお話いただいているということでした。結果としてそれがなかなか改善されてないというのは、保護者から見てもそうなるんですが、その中でここにも少し書いてますが、保護者委員からも、廃園問題で保育士の志望、保育士が小金井市を避ける可能性があるんじゃないかとか、小金井市の保育の魅力が発信できてないから小金井市に保育士が集まらないんじゃないかとか、そういう意見がいろいろ上がってという会があったと思います。ただ、この議論も、やっぱり採用を取り扱うのが他部署の職員課となるため、ここで議論したことがなかなか採用するところに伝わっていかないというところも課題なのかなと思ってます。

現市長もこの保育士不足の課題は認識しているということで、私たちは市長にも対市懇談会の中で、この解消法について、体制についてのお話も上げてました。その中で、これは市長にも考えていただきたいという、そのときに市長からは、採用については改革を職員課のほうに指示しているという話があって終わってたと、その後はちょっとどういう改革をしたかとか、どういう効果があったかは聞けてない状況ではあるんですが、この運協の場ではまだそこまでだったかなということですね。これを次年度にも引き継いで、やはり大変だねと言っているところで終わってしまったところから一歩進まないとかに進めないというところがありますので、そこら辺は重要なところとして記載しています。

この後、資料を見て、またこの話の機会が今日はありますので、そのときにまたお話しできればと思います。私から1点のところは以上となります。

○堤委員長

ほかにご意見とかありますか。

そうすると、なかなかご意見とか出しにくいところだと思いますけども、おおむねこの方向で確認させていただいて、その上で両委員長にお任せいただいて、特段お気づきの点があったらお伝えください。あと、文章の流れとかで細かい修正があればお任せいただきたいと、そんなところでよろしいですかね。

では、第VI期に向けて、協議としてのまとめはそのような取扱いで、第VI期に引継ぎできるように進めさせていただきたいと思います。

そうしましたら、(4)小金井市立保育園廃止処分取消し等請求事件について、こちらについて保護者委員より資料288、289が出されていて、市役所側のほうからも資料290をお出ししますので、それぞれの説明をお願いしたいと思います。

資料288は、3月16日にこの裁判の原告の支援をされてる方々等と市長が話を、市長に要請等されるという機会があって、その席上で会長から出していただいた、実際に市長に手渡されたものです。そこは僕も同席していましたのでということになります。

その上でちょっと市岡委員、内容面でひと言というか、ご説明お願いできればと思います。

○大島委員長     じゃあ私から。

○堤委員長     すみません、失礼しました。お願いします。

○大島委員長     この2月26日にくりのみ保育園さんから出しました要望書3点ございまして、この3点の1点目が、廃園に向けた段階的縮小を早期に収拾するために、裁判結果出てまじけど、控訴は行わずに早急に0歳、1歳児の募集を再開してくださいが1点目。

2点目が、段階的縮小廃園に向けての対応によって、子どもたちが多大な影響を受けておりますという中で、専決処分で可決された条例が残ってますというところがあったので、まずは判決結果を受けて、足元の対応策、今後のどうするかというロードマップを示し、これが不明確でどうなってるか見えてないというところがありますから、ロードマップを示してくださいというのが二つ目。

三つ目が、廃園の有無とは関係なく、今後の公立保育園の在り方、あるべき保育の姿の検討が必要ですので、このあるべき保育の指針についての公立保育園在り方検討委員会の早期の実現を希望いたしますというのが3点で、要望を提出しております。

○堤委員長     それで、それぞれの考え方を提出していただいているということなんですか。

○大島委員長　　そうですね。それについては要望書で回答を求めるものではなかったというところで、ですが、要望として受け取った側として市長側がどう捉えるかというところが、もし何かありましたらご説明いただければと思います。

続けて、資料289は五園連として3月1日に提出しました要望書になります。こちらでも同じく2月22日の東京地裁の判決結果を踏まえたものとして要望を出しております。こちらも同等に、くりのみ保育園、さくら保育園での早期の募集再開を要望するものでございます。

最後に、こちらを追加としまして、廃園を撤回すれば全て課題解決ではない、保育士不足や建物の老朽化など、課題の解決は必要ですということも入っていきまして、また、同じく公立保育園の在り方に関しましても、やはり保育の質、市全体の保育に関するところを議論するということがあるんじゃないかというところ、公立保育園の在り方が、役割があるんじゃないかというところを記載しております。

ですので、こちらの要望書としまして、廃園の撤回と公立保育園の在り方検討会議員の設置というところを要望して、この要望書が終わっております。こちらにつきまして、何かしら市長側のご意見等ありましたらお願いします。

○堤委員長　　2月26日のときの状態なんですけど、市長はしっかりメモを取って、受け止めたと言ってるわけなんですけど、こちらのご要望も含めて、控訴をするかしないか、そして今後の対応をどうするか、それは募集のことをどうするかということも含めましてですけども、その辺を検討したことになります。

そして、3月の5日になりますけれども、市議会で市長報告を行った、これが資料290の内容というふうにつながってくるということになります。

では、そういう意味で関連するので、290の説明を。

○中島委員　　先に資料290をご覧くださいければと思います。こちら、3月5日に市議会のほうに市長が報告した内容になります。保護者の皆様、保育園の職員含めて、事前に3月4日に皆様のほうにはこの件を報告する旨、3月4日の時点で市議会のほうのホームページにはもう内容が公開されておりましたので、そのお知らせのメールを送らせていただけたところかと思っております。資料のほう、既にお読みいただいていると思いきまして、大きくは、こちらの判決内容を踏まえて、市長のほうとしましては重く受け止め、控訴はしないということの一つ、控訴しないこととした理由を大きく2点、市長のほうは述べております。原告の方、そしてお子さんをこれ以上不安定な立場には置けないということ、二つ目は、

前市長の専決処分を違法である旨判断した裁判所の判断に異議がないという形、この2点を理由に、市長のほうは控訴はしないということをご報告をさせていただいております。

3月5日の市長報告の時点におきまして、今後の措置について判決に従いまして当該児童の入所手続についてお話を進めさせていただきたい旨と、賠償金の10万円等の支払についても速やかに支払う必要があることから、こちらのほうの対応を進めていきたいと述べさせていただいております。

市長報告の中で申し上げておりますけれども、先ほど即座の募集の再開等のお話がありました。現在、市立保育園全体では、退職等に対する保育士の確保が皆様ご存じのとおりできておらず、欠員が生じているような状況があることも述べさせていただいております。段階的縮小の取組を進めておりました両保育園においては、そういった状況も踏まえて、あとは市立保育園条例の取扱いも含めまして、現状すぐに募集を再開することの難しさのほうも述べさせていただいているところでございます。

大きくは、市長報告については以上となります。現時点におきまして、市長報告のところでも申し上げていますが、市立保育園において安定的な保育体制をどのように確保していくかについては、保育体制や施設の老朽化、あとは市立保育園を取り巻く課題への対応を踏まえた上で、市立保育園の在り方を整備する必要があると考えている、市全体の保育の質の向上を図ることに向けて、どのように、いつまでに整備していくかを現在検討しているということをご報告させていただいております。

資料の説明は以上となります。

○堤委員長

この判決が出たのは2月22日です。それで控訴するかどうかの期限が3月7日、翌日から起算して2週間となっていたので3月7日だったんですね。それで、3月4日の市議会厚生文教委員会があったんですが、この控訴しないという市長報告が3月5日になつてるので、まず議会の取扱いは、3月4日の厚生文教委員会ではこの裁判に関すること自体は、まだ控訴するかしないかという市の判断が出てないところだったので、審議ができないので、3月21日の予備日に送られるということになっています。

それから、あと3月8日金曜日から予算特別委員会、6年度をどうするかということが始まっているわけで、3月12日火曜日が、ちょうどこの子育てとか福祉に関する区分別を取り扱う日となっています。その3月12日のところでは、3月4日に厚生文教委員会があって、3月5日に市長報告をして、12日の予算特別委員会でもその審議が及

んでいくわけなんです、なぜ判決に基づいて専決処分された条例は直ちに無効なのかというところが市の説明では分からないということだと思いますけれども、特にその市長報告の質疑の中で、不整合と思うという発言があるんですが、その部分がよく分からないということもあって、その判決に関わることの取扱いということで、それが15日に送られたんですが、さらに同じく3月21日の予備日に送られていると。そういう意味では、その点の裁判をどう受け止めているのかというのは、市議会での議論もまだ続いているということになります。

控訴しない、そして原告の方のお子さんは直ちに受け入れられるようにします、それから、国家賠償法に基づく10万円の支払とその利息に当たる部分の支払を命じられるわけなんですけれども、それも控訴しないから、判決が確定するわけですから、それを速やかにお支払いしたいというのが、市長報告でまず述べられていることです。

その次が分かりにくいところかもしれないんですけども、市は条例が直ちに無効となったとは考えていないんです。この辺は行政事件訴訟法の規定で、ちょっと難しいんですけども、この裁判の効果、効力がどこまで及ぶのか、原告にだけ基本的に及ぶものなのか、それとも原告以外の方、この条例に関われば全て、原告以外の方にも及ぶのかというところがポイントになるんです。基本はその事件においてというのが法律にあるので、原告の方に及ぶ、さくら保育園に入れなかったという処分を取り消されていますので、申請した時点まで戻ってるという、言い方変えれば、その決定の前のところに戻ってる、市役所が検討するところまで、申請をいただいて入所の決定をするところまで戻ってるわけです。専決された条例は違法であり、専決された条例は無効であるというのが判断の部分で示されてるんですけども、裁判そのものの直接的な効力は原告にだけ及ぶ、原告に対しては、専決される前の条例の考え方で、条例に基づいて入所の決定がされなければいけないというのが、今、行政が、法務担当と顧問弁護士も確認をして、そういう理解だということになっているものなんです。

それについて市議会のほうで、いや、それは直ちに無効なのではないかとか、そのような理解は分からないということで審議が続いているという状態になります。そして、まず、そういう意味では条例は直ちに無効なのか、それから行政の議会でも直ちに無効にはなっていないということになってしまうんですが、違法、無効であるというふうな司法の考え方、判断が示されているので、そこは例えば市のほうで条例を元に戻すとかというふうな対応が求められるところになるわけですね。条例は直ちに戻ってなくても、

それはおかしいということは指摘されているわけなので、そこでそういう検討もしたのですが、市は今保育士がおりません。そういう中でクラスを作って、私のほうからは人数とか採用について申し上げにくいんですが、それでも申し上げると、この4月、保育士の欠員は十数人というふうになる見通しでして、そうすると、一クラス作れるとかという状態ではない、他のクラスの保育士さんを再配置してというわけにはいかないのという状態だと行政として考えるわけなんです、その上で、条例をそういう形に戻すことは、できないことをすることになるので難しいというような議論があったところなんです。

市長報告の後段にありましたとおり、直ちに募集はできない、でも条例はそういう状態なので、在り方をできるだけ早く検討して、必要な対応をしたい。条例を元に戻すのか、違う形にするのか、仮に、仮にというか、いい言い方じゃないかもしれないけど、たとえ今のままと同じなんだとしても、一旦条例のほうを出し直すとか、そういうふうな対応も必要なんじゃないかとかという法的な考え方が検討しているところまでして、私も今どうするべきなのかというのが分かっている、最後条例をどういうふうにすることがこの不安定な状態を解消するのかというのは、私もまだ分かっていませんけれども、在り方を検討しないと安定的な保育の状態を作れないというのが、今、行政が考えているところになります。それについて、市議会からも分からないというご指摘は受けているところで、審議が続いているところですが、今そういう状態だということを補足で説明させていただきました。僕からは以上となります。

○中島委員　　ちょっと話がいろいろで難しいともありますが、一個一個質問してもらったほうがいいと思います。気になるところを整理していかないと、ちょっと難しいですね。

何か疑問に思ったところとかを。

○柏木委員　　原告の方のお子さんは、1人だけという形で入園するような話ですか。

○堤委員長　　そこが受け入れ体制ということになってきますけども、そうでないと受け入れられない可能性があるということですね。

○柏木委員　　他クラスと一緒に保育を受けるみたいなイメージですか。

○中島委員　　そういうお話を、判決を踏まえて、保護者の方とやっていく必要があると思っているんですけど、そういったところは、今はまだ話を進められていないということです。以上です。

- 堤委員長　　それで議会の間はということなんですけど、それなら議会後ではどうだろうとかというふうな調整というか、相談というかを今させていただいてるという状態なんです。
- 柏木委員　　分かりました。
- 大島委員長　　ちょっとその今の上では進められないという原告の意味合いが曖昧だったんですが、今のままというのは、議会を行ってる今のままでは進められないのか。
- 中島委員　　今、議会のほうで議論が起きていたりします。現状、市長報告とかでの申し上げたような内容を踏まえて、市のほうの対応は十分とは思えないから、こういう状況ではお話しはできないというような趣旨のお返事をいただいています。
- 大島委員長　　大島です。原告が求めていることは、原告のお子さんが入ることだけではなくて、1歳児、2歳児、0歳児の募集を再開。
- 中島委員　　原告の方以外の全員の、くりのみ保育園、さくら保育園の0歳、1歳の即時の募集再開。
- 柏木委員　　クラスとしての募集再開ということですか。
- 中島委員　　クラスというか学年として。そういった思いを持って裁判をやられていたという状況があります。だから今のほうの議会でのやり取り、市長の報告とか、そういったものについては納得ができないので、そういう状況の中では、今、市とお会いしても意味がないというようなやりとりをしています。
- 市岡委員　　原告のそういうような話を聞く限り、となると原告も、原告だけに今回の対応をしてもらうのではなくて、この2園に対してのものを望んでいると思うんですけど、そこについて何か市の解釈が、原告だけ取りあえずやればいいみたいな回答にも聞こえてしまうんですけど、そこについてはどう受け取ってるんですか。
- 堤委員長　　まず、判決が出たときの原告の方からのメッセージは、市のほうももちろんいただいて読んでいます。そのメッセージの中に、自分のためだけではない、そういう意味で今おっしゃったように、さくら保育園、くりのみ保育園の0歳児、1歳児、全部の募集を再開という意味だと思うんですけど、それを望まれてやってこられたというふうな思いが書かれていました。そういう思いをお持ちだというのは、まず受け止めて、分かっているというところがあります。その上で、条例を元に戻すのと募集を再開するのは、条例が違法、無効かとかによって手続が変わってきますけれども、一番厳しいところは、クラスを0歳児、1歳児を作るということは、保育士が例えば0歳児3人、1歳児、保育士1人当たり6人を見られたとしても、常時必要なので、やはり2人とかの配置がで

きなればいけないわけですね、2人以上ということになってきますけれども、その配置の見通しが立てられない、欠員が十数人という規模なものなので、何とかクラスだけとかいうのもどうかという状態なので、募集の再開ができないという考え方になります。我々としてもかなり苦しいところなんですけど、その上で判決のこともあって、何よりも控訴しない理由の一つなんですけど、原告の方が不安定な状態をこれ以上続けられないというのは、それは市長の決意でもありますから、早期解消となると、まず原告の方のお子さんを受け入れるという話をまず出したということになるんですね。その上で、二段階目が完全に元に戻すのかということになると、そこは結局条例を単純に元に戻す、これも議論があって、市長は公約もありますので、まず条例を元に戻そうということから考えます。ただ、これは市長が出す議案になるので、今保育士体制的にその元に戻した人数が受け入れられないんだ、実現できないんだとなると、実現できない条例を市長が上げるのはどうなんだと。

一方、認可保育園の利用定員といいますけれども、認可として上限として設定した人数よりも、調整してその下の利用定員を設置している、それで募集をしているとかという状態がありますので、その利用定員のところで考えればいいんじゃないかということも議論したんですけども、条例はやはり実現できないものを上げるのはどうかというところがあって、まず戻していない。そうすると、こういう条例にするということの考えを立てなければいけないので、行政としては在り方の検討が必要になると、そういう考え方、順番になっていきます。

○市岡委員 条例というのを元に戻すときに、0歳、1歳というのを受け入れるよというふうに戻すのではなくて、そこで今体制的に厳しいのであれば、例えば1歳だけとか、0歳だけという、段階的にちょっと変更した内容で条例を戻して対応するということができないんですか。

○中島委員 それをどういう内容にするかを行政だけで決めていいのかというか、じゃあ取りあえずこうしますであっても、行政だけで考えてそういうふうにはできるかというところ、当然市議会でご議論いただきますし、そういった中で、過去の方針と過去の条例とか、この民間化もそうですけど、非常に保育のほうは皆さん関心が高くて、やはり保護者の意見とか市民の意見とか市民参加、そういった部分のお話がすごく求められる分野になるので、取りあえず行政でこう考えました、これをやりますというところを元に戻すのではなくて、元に戻さないけどその幅でこの辺にしようかなというところの考えを作ること

自体の難しさもあるかなと現場としては思っています。なぜそれなんだと言われたときに、よって立つ根拠を市民の方にも、保護者の方にもご理解いただいた上でのものがあるかという、そういうのがない状態になるので、行政だけで、行政の内部だけで作ってしまうというのは、そういう部分のご指摘も受けるところが当然あるかなと思います。ただ、それに付随して、繰り返しになりますけど、保育士体制をどうするかが、それにどんな形でも担保されないと厳しいなと思っています。

やはり保育課は公立保育園5園持っていますし、現場をどう運営していくか、現状、まず最優先で、今入っていらっしゃるお子さんの保育、当然保育士体制が厳しいというのは、民間の保育士も採用が非常に厳しい、転職も活発な分野になるとすれば、どう公立保育園でしっかり働きたいと思っていただけるか、そういった部分も含めた保育士体制が、その募集再開する1歳クラス、0歳クラスが何人規模で再開になっても、それを安定的に運営できるだけの保育士体制をきちんと整えた上で、私は特に公立保育園の管理の部署の責任もありますし、課長として、そういったところがどう担保できるかのところをしっかりと整えないと厳しい。ご要望とか、今回即座に募集とか、市長へのEメールとかもたくさんいただいておりますけれども、そういった担保がないと、無理なまま募集を再開したときに支障が出るのは、現状の入っているお子さんの、今入っていらっしゃるお子さんの部分の保育士の、例えばクラス担任とかいろんなところに、ただ何も手立てがないまま再開したら負担が行くであろうと。それで、例えばそういったことが影響して非常にきつくなった上で人が辞めていっちゃうとか、そういったところまで私は、やはり責任持って、そういったことが起きない上での募集再開にしないと、当然裁判の判決はありますけれども、それ以外の問題が起きてしまうんじゃないかと、現状の保育に何かしらさらにマイナスが出るんじゃないかというところは避けた上で、対応というのはやっていかないといけないなというのを強く思っています。

先ほどちょっと部長が申し上げたように、特にやはり育児休暇とかに入る職員の育児休暇の代替というのは本当に見つからないんです。そういった中で、じゃあ育児休暇を取らせないのかとかそういうことにもなりませんし、保育園自体の趣旨はやはり子育てとか、働く保育士さんも自分の子育てにやっぱり時間をしっかりと取れるということは当然必要ですし、自分が子育てができないのに、お仕事としてほかの方のお子さんの子育てのために、自分の子育てを犠牲にするというところを強いることは当然できませんし、なので、保育士体制というのは欠員だけではなくて、そういうお休みを取られた後の人

員が、どう本当にカバーされて支障なく進むかというところ、そこがですね、これはこの裁判の判決うんぬんじゃなくて、この1年間、大島委員長のまとめの資料にもありました保育士体制の本当に大きい課題だなと思ってます。これは判決に限らず、もう何年も悩まされているというか、どうそういうふうに育児休暇、産前、産後休暇、場合によっては、本当に体調崩す病気で長期休暇に入った職員のところの手立てをどうやっていくかというところが、安定的な保育士体制につながるかなと思ってます。

○中岡委員　今日は、さくら保育園は当該園になりますけども、父母保役員会があって、この廃園問題も当然議論されました。一応私から一旦なんですけど、廃園についてはやはりできるだけ避けていきたいねという言葉が当然保護者側からありまして、そのことに関して、これからどうなるかはちょっと分かりませんが、またこういった場所でやれたんですけど、何かしら市に対しての意見というかそういったことができないかということが、話合いがありました。今、様々な意見が上がっている中で、原告側から、どういう経緯で見られたか分からないんですけども、法律の解釈に対する意見書なども、保護者、父母会の一部では回覧をしているような状況があって、多分市側の法の解釈ともまたそこがあるというか、別な部分もあるかと思うんですけども、そういう話合いというものが父母会でも検討されている状況です。

ただ、父母の基本的には一致した意見としては、基本的にはクラスが減るものですから、父母会の役員もまたしづらいねというようなことが皆さん分かっていますし、当然少なくなっていくことを予期しているので、また、さくら保育園に入ってくる方も恐らく減っているんだろうねと、希望される方も少ないんだろうねという話もされてしまし、あと、実は私もそうなんですけども、下の子が生まれていて、本当は当然一つの園に送り届けたいというのは、2園、複数園に送迎をするというのは、あえてやるという方はそんなに多くはないと思うんですけども、私の周辺だけでも2園の送迎をするという人もいましたし、または転園を考えられている、恐らくそうであろうというような方もいらっしゃるかとしまして、そういう意味では、少なからぬかなり多くの方の父母会、父母の影響が出ているかなと。子どもたちへの影響というのは目に見えてどうなのかということがなかなか言えるものではないですが、少なくとも父母レベルではかなりいろいろな動きが起こっているというような形がありまして、そういう意味においては、今回の裁判の原告のご意見と軌を一にするわけではないかもしれませんが、できることなら募集再開をされたら、やっぱり下の子だったりさくら保育園に入れ直したいだと

か、転園したけどもお友達はあるのだから、さくら保育園に戻ってきたいというような、多分こういう保護者たちも恐らく少なからずいるのではないかなというふうに個人的には思っております。

また、今日も議論があったんですけども、どうしてもこれは現場のmatterで、実際どうするかも決まっていなかつたと思うんですが、今回の市長の決定として、まず原告として立たれた方のお子さんをお一人受け入れるというようなお話でしたけども、そのまま推移していったら何もないうまま、お一人だけこのさくら保育園に残るとするのは非常に変な話だと思いますし、そういうこともやっぱり考えづらいよねということがあったので、こういう状況が長く続くとは思ってはいないんですけども、市側も今年運協も出ていて、この保育士の不足で、ない袖は振れないという状況がもう痛いほど分かって、逆にその市側の思いが、なかなかさくらなどのこちらの父母会の状況として共有できてないのもどかしいというか、そんなになかなか、絶対難しいよそれというふうに思いながらも、何かやり取りするんですけども、そういう思いの父母がやっぱりいること自体は、間違いなくいるなというふうには思いましたので、同じ方の意見が多分出てくることはあると思うんですが、一応この場で共有させていただければと思います。

○堤委員長　　最後、万一このままいってしまったらどうなるのか、1人でいってしまうんじゃないかと議会でもご指摘を受けていまして、これに対して、こうするという答えを持っていない状態なんです、在り方が見えないと。ただ、やっぱり市は異年齢保育とかにも取り組んでいますので、1人であることがいいとはもちろん思わないですから、その辺、在り方が出たら早く考え方をまとめて、その上でよりよい保育につなげなければいけないと、そういうふうな考えを持っています。

その上で、在り方の難しいところは、まずは直ちに募集を再開すべきじゃないかというところもあるんですけども、在り方も必要だとしても、今年9月が翌年4月の募集にとって肝になるということなんですね。条例的にも普通、9月に募集数を本来なら確定させて、印刷をかけて、10月からの入所案内を配ることになるわけです。ですので来年の4月の募集に関わっていく。それが今年の9月なわけなんですね。そこが苦しいところなんですけども、例えば、やはりこれは行政だけで決めるべきじゃないだろう、それは市民参加条例からいってもそうなるんですけど、そうだとすると、委員を募集して始めて、もちろん保護者代表にもまた出ていただくとしても、公募の市民も3割は必要だとされますので、条例合意するなら、募集して選考すると大体2か月ぐらい掛かるわ

けです。それからパブリックコメント、意見を募集して、それに対して回答します。このデジタル化の時代だから早くすべきだというのは思っていますけども、それなりのご意見数をいただくことにもなる。例えば僕は、100件単位のご意見をいただいた中で回答するパブコメをやったことあるんですけども、そういうときなんかでも、そうするとパブリックコメントの回答作成にざっと2週間ぐらい掛かってしまいます。そうすると、何らかの検討時間をある程度取ろうとすると、このスケジュール感がすごい苦しいところなのです。それで在り方をどうするのかというのは部長としても考えなきゃいけないので、それをいろいろ考えてるところなんです。

○中岡委員

さくら保育園は比較的ほかの園とは多分ちょっと違って、廃園もやむなしというか、結構そう思っていた保護者さんが多かったかなというか、あまり積極的に要望書が出たわけでもなかったし、意見書が出てきたわけでもないんですけど、やっぱりこういう判決になったときに、やっぱりみんなが秘めていた思いが出てきたなというのはすごくあります。実際にうちも下の子が4月からほかの園にお世話になるんですけども、ああ、これだったら、これで再開されるんだったら、やっぱりさくらに行きたかったよねといえば当然なりますし、そういうのをみんなすごく悩みながら、ほかの園に送り出してる、転園をする、ときには引っ越しをするみたいなことを考えている中で、やっぱりこういうふうな決定が出てきたことをすごく望ましいというか、これはカチッと考えるべき、よって立つ軸ができたからいいと思うんですけど、それで、ああ、だったらなというふうにみんな思ってるはずなんです。

それに関して、やっぱり民主主義なので、一個一個の手続を絶対に踏まなきゃいけないというか、これが踏まずに飛んだらそれはそれで困るんですけども、その上で、無効になること、それが元に戻るにせよ、改変されて何かしらのエビデンスをもって、この辺りの人数でやろうというふうにして再開のめどが立つにせよ、やっぱりそこに関しては、結局違法であったと認められてしまった条例の影響で、様々な父母、また影響を受けた保育園児たちがいたということは、ちょっと忘れてほしくないというのはやはりあります。そういう意味では、手続、一個一個はすごく長い一方で、どうやってスピードを担保いただけるかなというのは、一保護者として、また一当事者としても気になる場所なので、ぜひご意見させていただけたらと思っています。

○堤委員長

正にそこは保護者の皆さん、それから子どもたちのいろんな思い、ご負担を掛けているのは本当に申し訳ないと思ってる場所です。そういう意味では、最大の努力をという

ご意見は、もちろん受け止めます。ほかにもご希望とか、私もこの判決と判決要旨を見ても、はっきり言えば分かりにくい、分からないと思いましたが、その判決の効力は拘束力と言うんだそうですけど、分かりにくいところとかあると思います。あれ、これ違うんじゃないのと、ご意見として思うのもあると思うので、ぜひ言っていただければと思います。

○大島委員長 判決の解釈という話が出まして、じゃあこの判決の及ぶ範囲、これが原告だけなのか、あとは全体なのかというところで、解釈の仕方というところはあったとしたら、じゃあなぜ、本来市長は公約にあったように廃園撤回という形で来たので、これはチャンスじゃないかと普通は思う、じゃあこの機会に廃園撤回を実現できると、本来はそういうことだと思うんですね。ただ、その中で、保育士が不足してるから、何だかんだという理由を挙げて、あれ、どっちの意見だったんだろうと、まずそこに保護者の視点が行ってるわけですよ。あれ、この人は一体何をしたいんだと。だから、そこがやはり疑問に思ってる、納得するとかそういう話じゃなくて、あれ、何か考え方を変えたんですかと、あなたの主張は変えたんですかというところは、まずは皆さん思ったと思うんです。仮に保育士不足で難しいのであったとしても、まずは廃園は撤回されました、その上で、こういう課題がある中で早期再開は難しいですという言い方をしてくるわけでもなくて、そこは効力が残ってますという言い方をする。何なんだろうなど。そこは正直ふに落ちないんですよ。というのが、まず一番最初に思ったことですね。

○中島委員 1点だけいいですか。

最終的には市長のご判断だと思うんですけど、保育士がいないからが一番最初に出てくる問題ではないということをご理解いただけたらと思ってます。保育士が現場にいないからではなくて、最初解釈の話ありましたけど、その条例が生きてるか、生きてないかのところがまずあります。そういったお話のところもあって、保育士がいないから現場が受け入れられないからと現場が言っている、保育課や保育園が言っているという部分が最初ではない部分は、現場の気持ちがあって募集を再開しないとかではなくて、ちょっと私もどう伝えればとは思いますが、保育士の体制がないというのは一つ要因として、現状としてある。それは現状としてあるんですけども、じゃあ保育士がいないと現場が言ってるから、こういうふうな状況、こういう対応にしかならないというような、現場が悪いみたいなスタートの、私が伝えたいこともちょっと言葉に難しいん

ですけど、やはりその部分は政策判断なので、現場が保育士がいなくて受け入れられませんという言葉が理由に、市長が決められるということではないというか。

○堤委員長　最終的な市長の思いは市長ご自身に聞かないと分からないところがありますが、僕はこの間の動きをまとめてどう理解してるかをご説明します。まず最初、判決が届いたときには、まず判決によって原告のお子さんのことと10万円のことを別にすると、専決された条例は、簡単に言うと、違法、無効という考えを示されてるわけなんですけど、駄目だと言われてるけどまだ代わるものがないというか、そういう意味では死んでないのかというところがあって、先ほど言ったとおり、異なる見解の方ももちろんいらっしゃるの理解するところですが、こういう訴訟はまず原告にだけ効力が及ぶので、直ちに死んでるとは言えないんだというところがあった。そうすると、白井市長としては、もちろん条例を元に戻すべきだという立場で、死んでない以上は自分で戻さなきゃいけない、変えなきゃいけないというほうに行きますから、じゃあ元に戻すべきだろうという考えでした。そのときに、元に戻す定員数を市は責任を持って目指せるのか、そこになっていくと理解してます。そうすると、それを承知で戻すということをするのか、ここまでなら戻せるだろうという意味で、その中間的な案みたいなを出すのか、それとも、その二つが取りにくい、取れない中で、今死んでないのはそのままにせざるを得ないけれども、在り方でしっかり再検討するということがあったんです。ただ、一定数とする案を出すと、保育課長が申し上げたことに近いんですけど、なぜその何人なのかという考えを立てられない、市長としては何か、何とかできないかという思いもあったかもしれないですが、その辺については市長として、そういう指摘とかもある中でそういう考えを取られたというふうに理解しています。

ですので、基本的な疑問として、何で撤回して条例を元に戻さないんだということになるわけなんですけど、一昨年で言えば、市長選が終わってすぐ2次募集に間に合わせると、言い方変えると0歳児の募集がまだ停止をしきってない、4月1日はまだ来てない、条例を戻して二次募集で対応しようとお考えだったと、僕は理解してます。その上で、今は既に0歳児募集が停止をしていて、保育士が欠員になってる状態も、より一段厳しい見通しを持っていて、そこを在り方として考える必要があるというところで、本来のお考えは公約のとおりのところがあったとしても、今はそういうふうな判断に、市長としてもされているというふうに理解しています。

○大島委員長　　今のお話を聞きますと、解釈の仕方によって対応が変わるといふふうに聞こえるんですが、例えば今、解釈の仕方として限定的に原告だけに効力がある、応じてるといふふうに解釈したから、じゃあ取り消すためには、やはりその取り消すための法案だったり、新しいものを作り上げなきゃいけない、けどそれを作り上げるための現状の体制を考えるとそれは難しいといふふうにも聞きました。一方、そもそも法の解釈的に全て無効ですと、もう廃園条例は無効ですといふふうに解釈したんだったら、取り消すためのこいうふうに変えるということを議論する必要がそもそもないんじゃないですか。だから、もしそういうふうに解釈をそっち側にしているんだったら、今の課題は起こらないんですよ。だから、その最初の解釈の仕方を、なぜわざわざこの原告だけに限定するという解釈の仕方をわざわざ選んだのかと。そこじゃないですかね。

○堤委員長　　行政は法務担当や顧問弁護士に聞いて、この判決の効力は原告にしか及ばないと理解せざるを得ないと考えています。その上で、原告にしか及ばない中で、この条例は違法、無効と言われてますから、この条例をどうするのかというのは、法律によってそう義務づけられてるのではなくて、市長として、またそういう議決をされている議会もそうですけど、政策判断として求められる、そういう考えなんですね。だから、もちろん直ちに違法、無効なんだという見解の方もいらっしゃいますが、まず拘束力として、その判決の効力はこの原告と小金井市役所の関係にだけに及ぶんだと、まずそう考えなければいけないんだという理解に市役所が立ってるんです。

○大島委員長　　そう言うと、多分どんな条文に当たっても、この原告にはこの法益が確保されなければならないはずなんです。この判決によって、それを白井市長はそうじゃないかもしれないと、少なくともこのこの原告に対してこの条文が間違っているのだから、この条文そのものは変えなければならないという論理だと思います。どれだけこちらが撤退戦をしたとしても、この原告に対してはそれを認めなければならない。認めなければならない以上、認めなければならないという判断が出た以上、この条文自体はそもそも間違ってるという話、結局その前に戻ってしまうという話だと思います。という判断を白井市長はされてるんだろうなという。今度は、じゃあ全部戻すのかということだと、それはできない、市の運営者としても難しいということの見通しが今は立っているという状況で悩まれてるんじゃないかなというふうに思いますけど。

○市岡委員　　私が言いたかったのは、それは理解しました。まずご説明は理解しましたと。なので、そもそも法の解釈の仕方がそっちだったからそうなんだよねという、まずそういうこと

だと思っんですね。法の解釈の仕方が、場合によってはこれは全部に効力が及ぶという解釈の仕方もあったわけで、それをどっちを選ぶという立場じゃなくて、顧問弁護士さんの話も聞いて、市としてはこっちともう解釈したと。そういう結果で今のお話が出てくることは理解しましたので、今、解釈の仕方が疑義があって議論されてるところだと思っしますので、それがもしかしたら全体に効力が及ぶものとして、今後解釈せざるを得ない場合もあるかもしれないですし、そこについての可能性の話を今できないということだと思っしますので、というのはまずは確認させていただきました。

その上で、ちょっと意見として、質問としても上げたんですが、現状保育士体制が厳しい状況ですと、それも私たちも理解していますと。これはじゃあ、仮に段階的縮小が始まっていなければ、今でも各園0歳児から5歳児までいたわけじゃないですか。でも、仮にそういうことをしていたら、現状、もしかしたらこれは大変なことになっていたということ言っることだと思っんですよ。たまたま廃園条例が有効になったから何とかやれているけど、ならなかったら、もうかなり言葉では言い表せないほどの状況になってたということだと思っんですけど、そういうふうに理解しますけど、それはそうなんですか。

○中島委員 端的にはそういうふうに受け取っただく形でいいと思っます。本当に危なかったと。じゃあ今の状況で、元の条例、結局今の段階的縮小と廃園に向かっの職員体制は、民営化の頃からあるんですけども、将来的に公立保育園が少なくなる前提で、大体正規職員の保育士は93人ほど定員としているんですけども、その中で、将来的になくなる前提で、小金井市のほうはその一部を任期の定めのある職員というふうに雇用形態を変えています。14人ほど。なので、もともと地方公務員の正規職員という枠で93人いたところを、そのうち14人の枠は一般任期という形で採用形態を分けて、将来減ることに対して事前の手立てを取っただんです。それで、段階的縮小ないし、昔は民営化でしたけど、そういった園が減る段階では、任期の定めのある人は、期が定まっているから、その方の任期が終われば雇用を、そういう方の任期が終わることによって職員の幅を減らす、要するに、地方公務員は首にはそう簡単にできないので、業務が減ったら首にはできない以上、あらかじめそういう状況になるの見越して、任期のある方の採用の枠を93人中14人設けていて、今採用している任期の方は、令和9年3月31日までという形で任期の定めのある方がいらっやるんですけど、そういった方たちが段階的縮小に合わせて任期が終わってくことによって、規模が減った保育園に残る正規職

員が移る、なおかつ、ほかの保育園で今の方針だと特別支援保育の枠を増やしたりですとか、保育課に設置する巡回支援チームに何人か移っていただいて、巡回保育支援チームということで保育の質の維持向上に当たる保育士さんの人員を生み出そうとかという計画になってたところなんです。

今、大島委員長がおっしゃっていただいたように、そういったのが前に何もない状態で当然やっていったとしても、現状みたいな欠員があったとしたら、元の条例定数どおりのお子さんのお預かりの状況はできなかったと思うので、条例はありますけれども、保育士体制が安全に確保できる人員まで、どの学年、どのクラスになるか分からないんですけど、例えば条例はそうですけど、0歳クラスは3人に入園を絞らせていただきますと、1歳クラスは6人に絞らせていただきますということをやらなきゃいけない、せざるを得ない状況に陥っていた可能性というのは十分あると思ってます。基準を守って保育をせざるを得ない以上、段階的縮小の取組があろうがなかろうが、今の採用状況の厳しさで保育士が確保できない、体制がないのであれば、体制以上をお預かりするというのは基準上認められないし、絶対にやってはいけませんから、そういう状況の職員数の見立てがあったとしたら、それはどのように、どうするかというのは、そのときにまたすごく議論にはなるでしょうけど、どこかの園のどこかのクラスを極端に絞るか、5割に平均して、例えば0歳クラスをもう3人までに絞るとか、そういったことをやらないと現状の職員体制で基準を守りながら保育ができないというような状況になっていた可能性はあると。たればの話です。

○市岡委員　ただ、それは廃園になるというふうな話も進んでたので人が集まらなかったという可能性もあるかもしれないじゃないですか。募集された方が、廃園になるかなということを知って、ちょっとこの園は避けようかなという話も少なからずあったかもしれないので、そこはちょっとどうか分からないんですけど、だからそこに対しての、やっぱり保育士不足に対しての、ここだけ前の期間でやってるとおり、何か抜本的な改革になってないというところが一番問題で、そこが一つの原因であるのは確かだし、最も重要な原因じゃないかもしれないですけど、そこに対して市がこれだけやったよ、ここまでやったけど集まらなかったよというような成果が見えてないのに、だからそこが課題ですしか言っていないことが、多分保護者側からも納得いかないんですよ。だからそこについて、在り方含めてもう一回検討し直した上で、ここも早急にやってほしいですけど、その結果を見せてから、こうやったけどできなかったから縮小せざるを得ないですよ

というような説明をしないと、多分保護者側も納得いかないと思うんですよね。もちろん課題自体が今保育士不足しか、私はもちろん老朽化とかもあると思うんですよ。お金の問題もあると思いますし、いろんな問題があるんですけど、何かその辺が正直ちゃんとしていてこないというか伝わってない。その課題についてしっかり説明をして、その課題に対してここまでやったけどできなかったよとか、ここまでできたからこうするよというような話の方向性が、私は今後欲しいなというのが正直な意見です。

○中岡委員　　さくら保育園は特に保育士不足で、定員が実質的に当然去年も当時すごく縮小したという経緯があつて、それは痛いほど分かっているんですよね。ただ、その一方で、めちゃくちゃ大変だろうなとやっぱり思つていまして、さっきの法律の解釈の問題とかで、ああだ、こうだとなっちゃうのもあるんですけど、少なくともここの中、保育士さんが少ないのは本当に市としても保護者としても両方つらいよねというのは共有できる話だと思うんで、もっと協力し合つて何かできないかなというのは、市に何か要望して、何でこうできないんだというのも、もうこれ以上やってもあんまりというか、どうやったら保育士さんに来てもらえるんだろうということを、もっとポジティブに全員で考えられればいいんだろうなというのはやっぱり思うというか、どうしても保護者側としては、やっぱり行政サービスを受けてる側でもあつたりするので言っちゃうんですけど、もうちょっとポジティブに、ポジティブというか、もうちょっと真剣に共有できる問題じゃないかなという気もやっぱりしていて、それは運協の担当として1年終わるときに言つてもしょうがないんですけど、もっと共有できたなと思えるというか、ここでしか市の行政の、今日も課長さんがかなり踏み込んだことを正直におっしゃっていただいたと思うんですけど、そういう課題意識がなかなか父母会のレベルまで落ちていかないし、それはもう少しやらなきゃいけないなというのはちょっと反省なんですけど、何かできないかなと思つてます。

○堤委員長　　なかなか行政の取組が分かりにくく申し訳ありません。子ども家庭部としてもじかに採用はできないというところがあります。例えば令和5年の取組で言うと、園長先生方、保育士の先生方のご尽力で、独自の説明会を行いました。例えば、小金井市としての全部の職種、事務とか土木とかの技術職とかもありますけど、全体の課が説明会をしたいとか、またはもっと便利だというなら都内のほうとかで説明会をしたいとかいう話になると、我々はやるべきだということを言つていて、人事のほうは、いや、そこは公平な採用であるべきだとかというのがせめぎ合っています。そこは僕の力不足も含めてだと思

うんですけど、去年も提案もし、市長も指示をした中でも、こうやろうというのが、まだ申し訳ないですけど実現できたらということになります。でも、去年も例えば秋のところで、保育士の問題から、募集を一時さくら保育園をプラスさせていただいてとか、もうそういう支障が出ていますから、ちょっとお話ししたと思いますけど、この辺は他市を見ても、地方公務員の採用試験としてはものすごく早くやって、4月からしか予算使えないのに、5月に募集かけて6月決定ぐらいのスピード感をやってる自治体とかもあります。我々の常識だと、そんなに早く決定できないですね。事務職とかの場合ですと、採用が決まるのが年末だったりしますから。12月、採用決定通知が出されるのが。採用を何か月もやってるわけですよ。そういうところにやっぱり保育士とかが踏み込んでという、結論から言うと力不足もありますけど、そこは踏み込んで総務部とも話をしていますので、この危機感を共有して、特段のことをやっていくというふうに結びつきたいと思っているという話なんです。

○大島委員長 今日、事前にですね、先ほどありました市長が抜本的な改革を考えてる、指導したという話が去年の対市懇談会でありまして、その内容は何かと確認できますかということ、事前に堤委員長に聞いてたんですが、その件は何かこの場で話せることはありますか。

○堤委員長 結論として、何か具体的に実現したというのはいないです。市長はあのとき、保育がのほか職種に比べてお金が掛かっても、そういうことも含めて考えろと、総務部に指示したと僕は理解しています。そうすると、通常考えるのは募集の媒体となるメディアとか、それとかほかの媒体にも出すとか、採用の時期とかやり方を変えろとか、先ほど言った説明会みたいなことにも踏み込むとかいうところなんで、結局我々もそういった提案しますけど、それが残念ながらこう具体化したというところがないという感じです。総務部としては、毎月のようにやってる試験をできるだけスピーディーにやって、普通なら採用の試験の開始とか採用の時期が1か月遅れるところを、通常範囲ということにはなってしまいますが、その中で最短でという努力はしてくれていると思うんですけどという状態です。

○中島委員 あと、補足でいいですか。

新規の採用とかよりも、そういったところは、例えば採用活動の工夫とかメディアとかで行って、昨年よりも結果としては改善、若干ですけども、採用活動とかというところは目に見えるというよりは改善の方向、昨年正規職員5人とかのところは、次の今

度の4月では正規職員5人ほどの欠員にはならないということを考えると、一定の改善の方向はあるかなと思っています。むしろ、私先ほど申し上げましたが、育児休暇を取る職員、その期間限定的にいなくなるところをどうするか、病気休暇で例えば半年とか3か月とか、長ければ1年とかいなくなったところの手立てをどうするかは難しさが、人事の今抱えている課題で、市岡さんから、段階的縮小とかそういったのがあるから、小金井のほうはそういったので魅力というか、採用に二の足踏むんじゃないかと言われるところの側面は確かにあるかもしれないんですけど、それとは別の見方の一つで、私たちが今いつ起きるかハラハラするのは、正しくそういう休暇、育児だったり病気だっなどの長期でいなくなる職員が発生したときのマンパワーの手立てがないから、そこが即座に欠員というかになってしまうことが、一番体制を組むときに不安定さの原因になってます。

○堤委員長　　中島課長の言ったとおりで、特に育休病休の代替。育休はさらに通常は会計年度任用職員と言いますが、時給制。多摩26市では大半はそうなんです。違うのは小金井と、変わってなければもう一市だけのはずです。任期付きという形で正規待遇でやっているのは、そういう意味では小金井はほとんどの多摩の市よりも待遇、育休の確保については処遇をよくしてるんですね。それで、これだけ苦戦してしまっているという状態なんです。そこも特別なやり方という踏み込んで、ちょっと関係があるので名前は出せないですけど、都内のある自治体では、育児休業が年間何人ぐらい出るかというのを見込んで、正規職員を多めに抱えてるとかいうところもあるように伺ってます。国とか東京都とか、自治体もそうなんですけど、定数管理といいまして、職員数を正規を何人以内とするというのは結構ハードルが高いところでして、もともとは事実上国の監視の目が光ってたような分野なんですね。そういう踏み込み方を含めて考えて言いたかったのは、確かに正規以外の方はより厳しくなっていて、育休代替は他市より処遇のよい状態を一応作っているんですけども、非常に苦戦しているということなんです。

○大島委員長　　ちょっとフワッとしてきちゃったこともあるんですけど、課題としては正規職員も改善しつつある、一方、育児休暇は病気休暇の代替というところが以前よりも厳しくなっているというふうに、トータルとして考えると、より厳しくなっているということですけど、募集再開をするほどのところには至ってない、では何をしたらそれを再開ができるかというところをしっかりと決めないと、何が駄目かというところが結構ぼやけちゃっているのと、何人採用すればこれが再開できるのかとか、そこが何かほわんとしてる

という中で、厳しい、これが足りないとかというのは、まず聞いてて分からなかったところと、もう一点目が、これは前々からお話が、多分、保護者委員からのほうも何回も言ってることなんですけど、待遇をよくすることはできないかというのが、今若干よくしてるという話があったじゃないですか。待遇よくできるんですかねということと、できるのであれば、もっとよくしたらいいじゃないですか。その辺はどうなんですか。

○中島委員　最初の部分は保育士体制なんですけど、中岡さんが先ほどちょっと触れていただいたんですけど、保育士体制の側面で例えば人をどうにかするとなったとき、結局人件費の話になるじゃないですか。人件費の話が絡むと、じゃあ市の財政でどれだけ公立保育園にお金を使える枠があるのかとか、それをどうしていくのかという話になります。市岡委員がおっしゃっていたように、施設の老朽化とかあるじゃないですか。結局お金の使い方が人や建物でどれぐらい使えるかとなると、もう子ども家庭部だけではなくて、市全体のお金の枠の中で人件費というのを考えていかないと、市の経営としては、市長の判断としては、その部分を見ながらの考えになると思います。子ども家庭部としては、目の前の老朽化への対応とか職員の改善というのは、当然現場としては求めていきますけれども、それを大きな市の枠の中でお金を賄えとかいうところの議論が当然あるかなと思ってます。大島委員長がまた言われてるようなところは、そういったのは結局、公立保育園を今後どうしていくか、どうしていくかの中でそういった部分を決めていくものの一つになるかなと私たちは思ったりしています。公立保育園をどうするかというのは、掛かるお金も当然関係しますし、掛かる職員も何人でやっていくのか、今後その人員をどう安定的に賄っていくか、採用だけなのか、働いてる職員、やはり保育士に男性も増えましたけど、まだ女性の比率が確実に多い、いろんな年齢層の方がいらっしゃると、当然妊娠とか出産のタイミングが出てくる、そういう育児休暇を取るとき、その職員がしっかり取って自分の子育てもできるようにするために、そこでいなくなったところのマンパワーをどう補てんするか、補てんするのにプラスアルファのお金が掛かるのであれば、それは市の全体の財政で賄えるだけのお金を掛けてそういう手立てが取れるかというところが、今後の公立保育園がどう安定的に運営できるかにつながってくるところかなと。併せて施設の老朽化、もうすぐ60年になりますから、そちらの部分ですね。柱とか躯体が大丈夫であっても、壁とかがもう崩れている部分が一部あったりするんですよ。そういったのを修繕しながらですけど、それはこの先30年、40年

もつわけではないとしたら、そういう建て替える費用とかも、市の全体の中でどう考えていくのかというところがセットになると思っています。それは子ども家庭部だけの側面ではなくて市全体のところになるので、非常に議論が難しいところかなと思っています。

あと、給与の処遇をプラスできるんだったらもっとできればいいというところは、先ほどちょっと部長が申し上げたのは、時給制という雇い方のところを、任期付きという正規職員と同等の給与形態とか福利厚生とかが受けられるような形態での採用に切り替えてるのであって、通常のほかの市のそういう相場よりも割高にしているということではなくて、採用形態を正規と同等の扱いで雇える形態を取っているというだけで、処遇、給与水準を他市より大幅に上げるとか、そういったことは給与の均衡というか、地方公務員のほうでそういうことはなかなか厳しい部分があるので、そういうことではなくて、採用の形態を一段、正規同等に上げてるという意味で、処遇を上げてるという説明になります。

○堤委員長　　そういう意味で何が足りないというと、採用の話以前に、今言ったとおり、どんな法律があるべきかという在り方、考え方があって、その採用を長期的にも安定して実現しようという順番になるので、今、子ども家庭部としても、お金とかというのをしっかり確保しよう、施設も何年使えるものをちゃんと整備するという形で、公共施設マネジメント担当とかにも話をつけて持っていったときに、その在り方、考え方を作らなければ弱いということになるんです。処遇のことは、今中島課長が言ったとおり、時給のところを任期付きでやってるのは、多摩26市でやっているところは小金井と、もう一つぐらいしかありません。その上で、正規の例えば新入職員さんの給与月額は何らなのかとか、時給が何らなのかとかというところは、均衡の原則というのが強く働きます。東京都とかとの関係でも、そこに小金井市が自由にお金を使えるなら、じゃあこの部分はいらないねみたいな話に発展するんです。市町村総合交付金経営努力割というものがあるんですけど、特にそういうところではさじ加減を受けてしまうので、どこも隣を見ながらやっているというのが実態だったりします。あと、特に正規職員の給与については、東京都人事委員会勧告をベースにするということは変わっていないので、財政力があれば独自のことをやってもペナルティを気にする必要はないということはあるかもしれませんが、小金井は、そこは厳しい財政運営の自治体だということがあります。なので、何が足りないといえ、僕らとしては在り方なんだよなというところなんです。

○大島委員長 ありがとうございます。

市岡委員が先ほど言ったことと私の質問からちょっとかけ離れてきてしまったところで一旦戻したいんですが、結局、抜本的な解決をしようとして、何ができて、何ができなかったということが、やっぱり曖昧にしか聞こえないんですよね。結局は採用計画をどうするとか、そっちをしなきゃいけないというのは分かるんですけど、早急対応として考えたところで、予算も付けますと市長が言っている中で、何をして、どうなったかと、それが出てこない、ちょっとここから出てくるのは難しいかもしれないけど、やっぱり保護者目線からすると、それがいいんですよ。なので、頑張ってますと、厳しいんですよというのは分かるんですけど、それでは議論はできないんですよね。じゃあ、やっぱり掛けるお金が少なかったのか、もっと必要なのか、いや、その掛けた場所が違ったのか、媒体出すだけじゃ駄目なのかも含めて、やっぱりそこをきっちり何かをやって、整理して、その結論を出した上で次に行かないと、それをブラッシュアップしていかないと、これはそう簡単にいかないというのはみんな分かっていると思うんですけど、それがいいんですよね。厳しいことを言うてしまうと。やっぱりそこを採用している職員課のほうから私たちはじかに聞きたいですし、市長にも聞きたいなどは思っています。

○堤委員長 今のお叱りは厳しいですがごもっとかなと思った上で、それを伝えていきます。役所における人事当局の独立性はそれなりに強いですし、保護者の皆さんからも人事部門の取組や考え方を聞きたいという声も上がっている、出てるということも伝えてはいますが、でも、そう簡単に出てくるセクションではないので、まず疑問やお叱りはそのとおりにして受け止めて、僕らもできることを考える上で、内部の強力な管理部門の一つとして、中で人事行政の考え方で動く部分なので、そこにどういう働きかけや、また、今いただいたことも含めて、この運協での議題や保護者の皆さんからのご提案というのも含めたという形で対応していくしかないと思います。そういう意味で、今、大島委員長がおっしゃったように、直接説明を聞きたいという話も含めて伝えたいということになりますけど。

○柏木委員 任期付きの今いらっしゃる先生方は、みんな同じタイミングで任期が消えるんですか。

○中島委員 段階的に任期付きの方が過去から増えていったんですけど、今の方は同じ周期になっています。今いらっしゃる方で、欠員もこの4月にあるので、14人中何人か、4月はもう欠員になってそこは全部回らないんですけど、ただ、4月に残る方の任期は令和9年3月31日までというのが今の形ですね。これ以降採用する場合の任期をどうするかと

いうところはまた変わりますが、今いらっしゃる方の任期は令和9年3月31日という形で全員同じになってます。

○堤委員長       それは方針に基づく段階的縮小がこう進んでるからこの人数、この時期までという作りを定員管理上されてるわけですね。だからここも在り方の問題なんです。子ども家庭部側として、まとめて考えてとしてある。その在り方を踏まえて、経営管理部門がどう動くかという順番になっていくんですね。

○柏木委員       何かお門違いな発言だったら申し訳ないんですけど、保育士さんが足りない中で、別の自治体とかでは、こういう当初任期付きだった方に正規登用試験とかを受けていただくかどうかは分からないんですけど、希望する方がそういう形で転換できるような仕組みを導入している自治体もあって、そういう中で人手を今いる人の中から確保していくという方法も、実際そういう自治体があると聞いてるので、保育士職ではないですけど、そんなふうに確保していく方法もあるんじゃないかなとかちよっと思ったんですけど、小金井では難しいですか。

○中島委員       純粹にスライドしていく、要するに試験なしで合格していくという形まではないんですけども、実態として、そういう任期で働いてた方が、今正規の試験も増えてますから、そっちを受けていただくような形で、結果として正規になられたというような形はあります。ただ、それは今働いてる職場からすると、肩書が変わるだけで、一般任期の人が正規職員の試験を受けました、正規になりました、でも一般任期の穴埋めの試験に申し込む人がいないんで、頭数としては変わっていないという事象が頻繁に起こってます。

○柏木委員       だけど、今のままでいくと、令和9年3月31日に今よりもっとガクッと、確実になくなってしまうというのがありますよね。

○中島委員       現時点は、その状態をどうするかは、今後検討しなければいけない部分になります。当初の想定は、それが令和9年3月31日なので、令和8年度、くりのみ保育園、さくら保育園の0、1、2、3とかの、段階的にクラスが減ってた想定タイミングで任期が切れる計画になってますので、そのところは今の状況からそれをどうしていくか、どう変えていくか、公立保育園の在り方をどう決めるかによって、その任期付きの方は、現状任期がある定めで採用試験をして、雇用の辞令を出しているんで、そういう方たちの言うなれば労働条件にも影響がある関係にはなっています。

- 堤委員長 先ほどご紹介いただいた自治体の例が僕は分かってなくて、すみません。
- ただ、一般職と特別職があるんですけど、保育士の先生方は一般職ですが、通常備えていなきゃいけない職員だと思ってください。特別職はそうではない、特別な場合ですね。例えば議員の方々、市長とかは特別職になるんですけど、一般職の場合は競争試験でなければいけないというのは地方公務員法で決まっているので、何らか受け方を作って。
- 柏木委員 試験はあると思います。
- 堤委員長 私どものほうも、実際には今課長が言ったとおり、会計年度の方に任期付き、任期付きの方に一般のほう、正規のほうとかを受けてくださいとかを含めた案内とかをして、その中で受けてくださった方もいる。ただ、その分、正規が埋まったと思えば任期付きが空き、任期付きを受けていただいたと思ったら、今度会計年度の方が埋まらないという中で苦しんでいるという状況でした。その上で、9年3月、今の任期付きの方が期限を越えてどうするのかというのは、併せて整理する必要があると考えています。
- 柏木委員 じゃあ、この方たちがいなくなったら、もうそれこそ成り立たないですよ。この人数がガラッと同時にいなくなったら。令和8年度ということは、もうすぐそこじゃないですか。何とか次年度、次々年度まではこの任期付きの方々の人数を計上できるけど、そこで終わりとなったら、自動的にやっぱり廃園に向かうしかない方向になるかなど。
- 堤委員長 例えば、原告のお子さんを1人受け入れることにするだけでも、1年もう違いますよね。だから、結局何らかの対応をもうしなきゃいけないんですね。その何らかの対応を1年でも早くするために、何とかしたいと考えています。例えば、在り方検討を通常きちんとした市民参加でやるとなると、また去年のような在り方検討委員会の設置条例を出して、議会で通していただくことでようやくスタートできるので、今おっしゃったとおり、今、今年が勝負でも遅いぐらいの中での話です。それで、それを何とかしようとしてるんですね。
- 中島委員 なので、子ども家庭部というか、保育園と保育課や、保育園の現場だけじゃなくて、人事の問題とか、当然公共施設の問題とか、市の財政の問題とか、今回の判決を受けて考えなきゃいけない課題というのが非常に大きい。一つだけを見て解決したら他のところが理屈が立たないということは、市のほうとして責任ある対応ではないので、そこがやはり同時に、こっちをこうしたらこっちはこうなるで本当にいいですよ。そうしたらこっちはこうなりますよね。非常に今回の問題は、子ども家庭部の部の中、保育課

の中だけでどうにか工夫でできる範囲を既にちょっと超えてしまってるというのが、率直な私たちの幅以外のところの話もまとめていただかないと、非常に厳しい。

○柏木委員　　なので、やっぱり委員長とか、保護者委員会、委員から話が出てますけど、やっぱり市長がバシッと方針決めてくれないと、応募してくれる人も増えないだろうし、やっぱり応募者も見てるわけですよ。自分が働く場としての小金井市を。何かこう、裁判を受けてこのようにやりますみたいに、メッセージが市として出てないと、増やすということはやっぱり難しく、何もしないでいるうちにズルズルとこの令和9年3月31日が来ちゃって、もう自動的に人いないから廃園となっちゃうのがやるせないから、やっぱり市長に、ぜひともこの判決を受けて、委員長がおっしゃったように、これはチャンスじゃないかと思ってもらえないと、何とも方向性が決まらないんじゃないかなど。お金が大きく動く内容なので、何かちょっと後ろ向きな対応には見えてしまうので、前向きなメッセージが全体に見えるような動き方をしていただきたいなというふうに、結構リミットが近いなと思いました。以上です。

○堤委員長　　今の思いをお伝えさせていただいて、その上で、市長の中にもきっと悩みというのがあると思うんです。当たり前のプロセスを踏むということもおっしゃったことで、私は行政の人間として、前部長の方向を引き継いでいる部分もあるから悩ましいんですけど、例えば、認可園として公立園と民間園は変わらないというふうに、同じ役割を法的には求められてるという考え方に、以前はより強かったのかなと、そうだとすると、セーフティーネットとかの部分も含めて、今のガイドライン、すこやか保育ビジョンを踏まえてもう一段ちょっと考えておかないと、在り方につながらないなと。だから、市長にもお考えがあるでしょうけど、そこを市民参加のプロセスの中で、議会にもご議論いただいてやっていかなければいけないというところがあるんだと思っております。その上で、前向きなメッセージが出てないというところは、市長にも僕自身にもあると思いますし、市長にもお伝えしたいと思うんですけど。

○大島委員長　　ちょっと時間が長くなっていますので、一回休憩させてください。

(休憩)

○堤委員長　　時間になったので、再開させていただきたいと思います。

石塚委員、田畑委員、すみません、お待たせしました。聞こえてらっしゃいますか。

○石塚委員　　大丈夫です。

○田畑委員　　聞こえてます。大丈夫です。

○堤委員長       ありがとうございます。

保育がちょっと長くなっているので、飲物しか無いのは子どもにとってきついので、6時とは言えないですけど、6時15分ぐらいがめどかなというふうに思っています。

それから、なかなか6時15分に終わると言えるような状態じゃないんですけど、その中でどうするかというのをお考えいただければと思います。

あと、すみません。保育課のほうから説明会についての案内ですか。

○中島委員       今の審議会等でも、この間の件、いろいろご意見いただけてますけれども、今年度、段階的縮小の取組で、春と秋に説明会という形でやらせていただきましたが、結果として判決を受けての対応になりまして、同じようなものではないんですけども、取り急ぎ、市長がくりのみとさくらの各保育園の4月以降の在園の保護者の方向けに、ちょっとお話しする場を設けられないかなと思ってます。

現状、4月13日土曜日、午前中にさくら保育園、午後にくりのみ保育園ということで、急ぎ、今回の件を受けて市長のほうですね、前回と同じように保育園のほうに、保育園のほうのホールを前回使いましたね、そういったところで説明、お話をする場を設けたいと思っています。

こちら、運協のほうで今日お伝えさせていただいて、事前の申込みとか周知もあるので、週明け月曜日にメール配信で、4月以降在園のご予定の方、新規入園の方はメール配信等がないので郵便等でご案内をしようかと思ってますが、4月の在園保護者の方にそういうお知らせを出そうと思ってますので、まずそちらご承知おきいただければと思います。こちら連絡事項になります。

○大島委員長       ありがとうございます。

先にリモートの田畑委員、石塚委員のほうから、すみません、先ほどお時間取れなくて。ご発言がありましたらお願いします。

○田畑委員       さっき話聞いてて、やっぱちょっと思ったのが、結局以前、じゃあ、廃園になったって、その後、施設利用とかどうするんですかというような話を聞いたときに、それは来年度以降考えます、みたいな話があったときに、やっぱ父母側も、もう、そこに関しては理解してるけどもその具体性がないとやっぱ難しいというか、理解しきれないところがあるというか疑問がどうしても生じてしまうというような発言を以前したかと思えます。それと同じで、今回最近決まったことなんで難しいとは思うんですけども、やっぱこう、将来的にじゃあどうしていくのかという、先ほど大島委員長からもあったん

ですけども。ちょっと具体的に、じゃあ何月にはこれを、例えば4月5月の定例会ではこれを挙げてとかという、道筋がもうちょっと見えれば父母たちも安心するのかなというのはちょっと感じました。以上です。

○堤委員長　　そういう意味で、原告の方への対応以外では、在り方についての議案条例、設置条例と予算をいつ上げて、その結果、例えば検討期間を何か月とするのかというのでゴールが見えるんですね。結局9月の議会が一つのリミットみたいになってきますから、6月の議会か9月の議会で上げるしかない。で、検討期間を確保するとどうなるのかということなんですが。今、早く条例というか予算を上げられるように努力しています。言い方を変えれば、本定例会中にできるのかということころは、今、保留となっている厚生文教委員会と予算特別委員会の議論とも関わってくるので、僕らは何とかしようとしてるんですけど、まだどうなるのかは分からないという現状なんです。申し訳ありません。その上で、何とかあった、ならなかったということになってきますけれども、それについてはまたご説明できるようにと思っています。なかなか具体的な答え方になり得なくて申し訳ないんですけども。

○田畑委員　　はい、ありがとうございます。いや、もう本当に難しい問題だろうなというのもすごい理解できるんですけども、やっぱりこの運営協議会の委員じゃない、他の父母とかからすると、じゃあ何を今どういうふうに動いてるんだとかというのがすごい、先が見えないところが大きいのかなと感じますので、ロードマップじゃないですけども、逐一いろんな情報を市側から発信していただけたらうれしいなというふうには思います。以上です。

○堤委員長　　石塚委員いかがですか。

○石塚委員　　はい。お話聞かせていただきながら、田畑委員と同じことを感じていたんですけども、やっぱり情報を出していただくということと、やはり廃園問題が続く前から、それぞれの保護者であったり、さくら、くりのみ以外の保護者も見解等は言っていたかと思うんですけど、どのように対応していくのかということを見えるようにしていただきたいなと思うこと。

それから主な理由のもう一つが、施設の老朽化というところもあったかと思います。その部分も引き続き続く問題だとは思っているので、そういったところも考えていきながら、よりよい案が出てくるといいのかなと思っています。

すいません、簡単ですが1回お戻しします。

○堤委員長       ありがとうございます。そのとおり老朽化、園舎の老朽化は、今の方針の課題の中でも一番上に挙げられていることなので、そこも併せてやってかなきゃいけないので、そういうふうにしていくつもりでいます。

      ただ中島課長の言っていたとおり、その部門も巻き込んで全体の答えを出さなきゃいけないということなので、それに向けて、と思っています。

○大島委員長     今、田畑委員、石塚委員が言っていたことは先ほど柏木委員が言ったこととかなり近いと思ってまして、やはり一番は市長だと思うんですけど、そこから将来の道のり、ロードマップなりそれをきっちり示していただく、考えというところも大事だと思うんですけど、そこは保護者の要望としてあるということは、はい、3人の意見だと思っています。

      進め方についてなんですけど、まだ資料が三つ残っています。

○堤委員長       その他3点ほど。そして委員の手续、その他のほうにも入ってよろしいでしょうか。

○大島委員長     そうですね。その他のほうで資料292、293は今の話ともつながるとまた続きの議論ができますので、その他のほうに入って進めていきましょう。

○堤委員長       それではその他、3点ありますが、資料291のクラス編成についての説明会について、こちら柴田園長よろしいですか、お願いします。

○柴田委員       はい。まずはさくら保育園のクラス編成については、ご心配などお掛けして本当に申し訳なかったと思っています。少ない情報だったので、いろいろなかたにご心配を掛けたと思っています。

      これから幼児クラスの異年齢クラスですね、3クラスから2クラスに変更することについて、職員で話し合ってきたことや、説明会で話した内容をお伝えしたいと思います。

      今回話す内容については、さくら保育園保護者に話をしていないこともあります。本日の父母会役員会で、さくらで話していないことを含めて運協で話をさせてくださいというお願いをしていますので、状況を分かっていただけのようにお話ししたいと思います。今日、私からお話させていただくことは、クラス編成の変更をすることを決めてから説明会までのこと。それから説明会で話した内容の一部を説明させていただくのと、その後、今回のことで、保護者、特に年長児の保護者にご迷惑を掛けたことがありますので、このことについても話をします。そして最後、今後についてということで、順番に話をさせていただきたいと思いますのでよろしくをお願いします。

      まず、クラス編成の変更することを決めてから説明会までのことについてお話をしま

す。すいません、資料のお話をしませんでした。資料291で2枚配らせていただいています。説明会で配った次第と資料と園舎の見取図になります。私の話の中で、ちょっと分かりにくいところもあるかもしれませんが、資料と合わせながら聞いていただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

それではクラス編成の変更をすることを決めてから説明会までのことについて話をします。令和6年1月下旬に、保育課から来年度の入所児数と退所児数の人数が示されました。これで令和6年度の大体の園児数が分かります。職員の中で、この人数では1クラスの年齢ごとの人数が少なすぎるため、これを解決するために幼児クラスを2クラスにするという案が出ました。職員で検討して、3クラスから2クラスにするということを決めました。変更する理由は、1クラスの同年齢の児童数が増えることで、クラスで行う集団活動の充実を図る。1クラスの児童数を増やすことで、子ども同士の人間関係や遊びの変化や発展につなげる、ということです。3クラスから2クラスに変更する時期については、子どもにとって人数が増えることはよい環境になるということは職員間でも一致をしました。ただ、準備や保護者説明については期間が短いため、4月からではなく、半年後の秋からとか1年後から始めてはどうかという話も出て、職員間で検討しました。令和6年度の秋の開始では、4月に3クラスに分かれた年少児が慣れたところでまたクラス替えになること。年長児の取り組みも半分終わって、残り半年ではもったいないということ。それでは1年後の開始ではどうかということについては、今年の年長児はどうなるのか。今年の子にもできる限りよい環境で過ごせるようにしたいなど、様々な意見を出し合いながら話し合いをしました。その結果、準備や保護者説明について期間は短いですが、できる限りのことを準備して、令和6年4月から、幼児2クラスで保育を行うことを決めました。

クラスの移動を4月1日ではなく3月中に行う理由については、子どもたちの不安を少なくしたいというのが一番の理由です。4月1日になると担任が変わります。4月1日に、クラスの大人、クラスの子ども、お部屋が変わるというのを同時に行うことは、変化が大きいので、まず3月18日に幼児クラスの移動を行うことにしました。3月中には現担任が揃っているので、部屋の移動など環境が変化する中で、安心して過ごしながら慣れていけるように、子どもたちが慣れている大人と一緒に移動をします。そして、幼児クラスの移動から1週間たった3月25日に、2歳児も現在の担任と一緒に、新しいクラスに移動することにしました。子どもの不安が少なくなるということで、クラ

スの移動を3月中に行うことになりました。

説明会の開催が遅くなってしまった理由は、2クラスで保育をするという変更をするために、様々な準備があり、保育と保護者への説明が中途半端にならないように、準備期間が必要だったからです。

次に説明会で話をした2クラスにする理由、2クラスの分け方、そして5歳児の過ごし方ということについて、お話をさせていただきます。

まず、現状と2クラスにする理由についてお話します。現在幼児クラスは各クラス16名、そのうち年長児はクラスの中に4人から6人となっています。来年度、3クラス編成にした場合、クラスの人数もクラス内の年長児数も更に少なくなってしまうことになり、職員で話し合いを重ねた結果、令和6年度は幼児クラスを2クラス編成で保育をすることにしました。理由としては、年長になると就学に向けて同年齢での活動が増えていきます。クラスの年長児で話し合う機会も多くなるのですが、最近は人数が少ないということで意見をぶつけ合うことが減ってしまい、話し合いの活性化の難しさを感じています。また、行事などでクラスの主軸となって周りを引っ張ってほしいときに、人数が少なく、困難な場面が出てきています。当番活動でも1日おきに当番が回ってきてしまい負担を感じる子がいたり、本来なら複数で当番をすることで、子ども同士で話し合ったり協力したり、調整する経験をしてほしいのに、1人ずつしか当番を作れないという状況も出てきてしまっています。遊びでも、年齢を超えての楽しさだけではなく、同年齢や同じぐらいの発達の子と切磋琢磨する経験をしてほしいのですが、人数が減ることで、同じぐらいの相手がいなかったり、1人とだけ遊ぶ関係になってしまったりと、交友関係が狭くなってしまっているように感じています。私たちが2クラスにするとメリットだと考えているのは、交友関係が広がること。同年齢が増えることで、発達の近い子が増えたり、年長児の活動も充実すること。クラス内で集団遊びが充実すること。2クラス同士が隣の部屋になることで、クラスを超えて交流が広がることです。デメリットとしては、部屋の人数が増える分、少し狭く感じたり、慣れたメンバーや部屋ではなくなることに不安を感じる子もいると思います。そこで、新クラスへの移動は幼児が初めに行い、新しいメンバーと部屋に慣れてから2歳児を迎え入れようと思います。また、年長児は午睡もなくなり、就学に向けての取り組みも増えるので、年長児の部屋を作って過ごそうと考えています。さくら保育園の保育目標は、心も体も健康な子ども。自分も友達も大切に、よく遊べる子ども。よく考え自分の思ったことが言える子ども。この保

育目標をもとに、2クラスにしたときの人数のバランスが目の中の子どもたちにとってよい環境になると思い、来年度は幼児クラスを2クラス編成にしたいと思います。

クラスの分け方については、現在の2歳児クラスは2クラスに分かれます。幼児クラスは、現在の3クラスをいったん一つにまとめて、そこから二つに分けます。現在と同様に兄弟姉妹は同一クラスです。そのほか、友達関係、男女比で検討をしました。2クラスの交流、年齢別活動は継続していきながら、子どもたちと楽しいことを計画していきます。5歳児の過ごし方については、3月18日から現在のにじ組の部屋で過ごします。夜まで楽しむ日や、みんなで遊ぼう123のリレーなど、様々な活動を通して仲を深めてきた友達と共に過ごすことができる貴重な2週間と捉え、子どもたちと相談しながら、自由遊びやみんなでの活動を通して、友達と一緒に遊びたいこと、やりたいことを楽しんでいきたいと思います。午睡がなくなる時期なので、その時間も活用して遠出での散歩などにも行きたいと思います。また、卒園して大きくなることへの喜びと同時に、就学への不安や緊張も感じる時期です。学校巡りや絵本などを通して小学校のイメージを膨らませたり、友達と一緒に様々な気持ちを共有することで、みんなも一緒なんだ、きっと大丈夫という思いが持てたり、期待を持って就学を迎えられるような取り組みもしていきたいと思います。三、四歳児と過ごす部屋は別になりますが、これまで一緒に過ごしてきた真ん中の子、小さい子との関わりは、3月31日まで大切にしていきます。新クラスに遊びに行き、当番活動の引き継ぎやお世話をしたり、一緒に遊んだり、交流の時間も楽しんでいきたいと思います。子どもたちにとって楽しく充実した2週間となるようにしていきたいと思います。という説明を保護者の説明会で行いました。

次に、今回のことで特に年長の保護者のかたにかなりのご迷惑を掛けたことがありますので、このことについてお話をさせていただきます。

説明会の案内や資料についてです。年長の保護者にとっては、説明会の案内や資料が分かりにくいというご指摘をかなり強くいただきました。園としては、ご指摘のとおりだと思ってお詫びをしています。保護者のかたにはご迷惑を掛けてしまうことになってしまいましたが、保護者の説明会の案内や資料が分かりにくかったこと、詳細を書かなかったことについては、園として手を抜いたということではなく、考えがあつてのことでした。

そのことを少しお話させてください。以前、詳しく内容を入れたことで、保護者に別の心配を掛けることになったことがありました。昨年1月に園からさくら保育園の保護

者に三つのお願いをしたことがありました。職員や職員の家族がコロナ感染症に罹患したり濃厚接触者になって、一定期間、自宅待機をしなければならないことがありました。このようなことが重なって、複数人の職員が勤務できない状況が続きました。保育を支える出勤している職員の疲労もギリギリの状況でした。支えている職員まで倒れないようにするために、事務や作業の軽減などを職員内でできる対応は行いましたが、大した効果は出ませんでした。そして、最終的に保護者のかたにお願いをすることにしました。そのお願いは、連絡ノートの記入が減ること。散歩の回数が減るかもしれないこと。ドキュメンテーションをしばらく休むこと。ドキュメンテーションというのは写真があつて、ちょっと今日は何をしましたよというような形でご紹介するものです。それをお休みしますというふうな考えを示しました。父母会役員会でこの話をしたときに、市に対して意見要望を出そうという意見や、解決に向けて動いていることだから、市に何かするのではなく、父母会でできることをしたらいい。例えば写真屋さんの撮影回数を増やしてもらったらどうか、とか、保護者が付き添えば散歩に行かれるのか、とか。どのくらい散歩に行けていないのか回数を知りたい。ノート記入が減るのは残念だけど、職員の体調も大切。無理をしないでなど、いろんな話をすることができました。そして実際に写真屋さんの回数を増やすなど、父母会のかたに助けてもらいながら乗り切ることができました。

一方で、理由や対応を伝えたことで、園ではないところで、廃園する園だから新人職員の配置はされないのではないか、散歩に行かれない、というような話が出ることになってしまいました。この件については、単純にコロナウイルスが原因でしたが、段階的縮小と絡めて話をされたことがあり、この話を聞いた保護者のかたが不安を大きくしてしまったらどうしよう。詳しく伝えることは、かえって保護者に不安を与えてしまうことになるかもしれないという考えを、園が持つようになりました。この考え方があったため、説明会でしっかり伝えよう。参加できない人には、希望するかたには個別に話そうという思いで、説明会を行いました。そのため、事前に出す情報を最小限にしてしまい、クラス編成説明会の案内と資料作成をしたので、年長の保護者にとっては、伝わらないものになってしまいました。説明会の案内や資料が分かりにくいというご指摘をいただいたかたからは、説明会の後に、2クラス編成などの変更は何の異議もない。職員が子どもにとって一番よい環境を選んでいると思っている。だからこそ、今回の発表の流れが残念だと。もっとよい形で進めてほしかった。今回と同じことにならないように、

今回、声を上げたというようなご意見でした。

最後に今後についてですが、今回のことで、園からの案内や資料については早急に検討や改善をしています。保育についてご理解いただいているにもかかわらず、保護者のかたには掛けなくて済んだ心配や不安を感じさせてしまったことは本当に申し訳なかったと思っています。今後、今やっていることは保育園としても初めての取り組みなので、説明会や連絡ノートでたくさんご意見をいただいていますので、そのいただいたものに対して、職員で検討しながら、目の前の子どもたちに合った保育を行えるように努めたいと思っています。

以上でクラス編成の変更について計画してから、保護者に説明するまでの流れをお話します。以上です。

○堤委員長      ありがとうございます。説明会までの経緯、説明会の内容、それから、どうしてそういう考えになったか等フォローの部分も含めて説明させていただきました。2クラスに見直すのは、そういう子どもたちのためにというところで考えた理由なんだということなのですが、これについてご質問とかありますか。

○中岡委員      一応さくら保育園の親として、一応今回の父母会でも共有されたんですけども、例の説明のタイミングとか周知の内容の量の話が非常に、これは個々人によってかなり受け止め方が違う問題なのでどれが正解だというのは言えなかったかなというふうには思っています。一応、疑問に持たれたかたもいらっしゃった。ただ、全く問題なく受け止めたかたもいたということで、これはもう、個々人の問題もかなり大きいかなと思っておりました。事前の周知の方法についての疑問、タイミングについての疑問、様々な準備があったということについて、もうちょっと早くできなかったかって人もいたということ。あと、園の中で話がこういうふうに決まったので、できれば保護者に相談をしてもらいたかったと、大きな変更なのでということでそういうふうな意見を持たれたかたもいらっしゃいました。また年長児、閉園して段階的に減っていくということなので、年長児はこのままでいくんじゃないかというふうに思われたかたもいらっしゃったということで、そのかたも全部クラス替え、一気にあるよと、今までと変わるよということが伝わりきってなかったということはあったんじゃないかという指摘があったということ。あとは、逆の発想で今、1クラスずつの人数を増やすがために1個を合算させたわけですけど、わったという話があって私もそれは賛成なんですけども。一方で年度途中の再開が、今回の判決を受けて、また再開されるのではないかというときに、年度、そのタ

イメージで定員に空きがあるという状況を作ることが望ましいのではないかというよう  
な意見もあったりして、これちょっと意見が分かれるところでもあるかなと思うんです  
けども。こういう変化を起こしたときに対して起こり得る疑問があったかなというふう  
には思っています。そういう意味では保護者が持つ疑問と園側が抱えている懸念と  
いうものがどういうふうにその事前すり合わせとか、変なハレーションが起らない  
ようにするという信頼関係とかということをもとを得て作れるかなというのが多分これ  
からの、来年以降の課題なのかなというふうにはちょっと思ってます。以上です。

○柴田委員      ありがとうございます。本当におっしゃるとおり保護者の方から様々な質問や、不安  
がありました。個人的な不安の質問もあれば、小金井市の保育全体から見ての質問もあ  
ったり。すごく大きかったのが説明会開催の案内についてとでした。できる限りお応え  
しながら対応してきましたが、例えば2クラスにしたものが人数が増えたらまた3クラ  
スになるのか、一クラスがこんなギリギリの人数で大丈夫なのかというようなお話もあ  
りましたが、ここ本当に数年、一、二年ということではなくて、何年も年度途中で幼児  
がたくさんさくら保育園に入ってくるというような経過がなかったということと、あと  
現在の状態でも、幼児クラス各クラス4名ずつの余裕があるということで、少なくとも  
年度途中でもう一回、3回のクラス編成をすることはしないのではないかというのが、園  
の考え方です。1クラスの子どもの人数をしっかりと確保して保育をしたいというよう  
な思いで今回、説明会をしました。先ほども言いましたけど、いただいた質問について  
は改善できるところを取り入れられるところも含めて、保育園に生かしていきたいと思  
ってます。以上です。

○堤委員長      ほかになにかご質問とかご意見ございますか。

○大島委員長      客観的な意見というのは大事かもしれないですね。今日、五園連の場でもその話はし  
てまして、先ほどいただいた意見、お話ということが出ていました。いただいた、こう  
いうのがさくら保育園に挙がっていったというのは、やはり、今いただいた、父母会へ  
の説明が遅かったということだと思いますし。あとは本当細かい、クラス名が変わるこ  
とで戸惑いがあったとかそういうのは、入れているとは思いますが、それはしょうが  
ないなと思うんですけど。あと、このタイミングでなぜやるのかって、それはさっき説  
明いただいたところだと思いますから、皆さんが疑問に思うところに対して説明ができ  
てれば、いいのかなと思うんですが。やっぱり2クラスにすることへの何かじゃなくて、  
進め方に対するご意見というところが多かったと思います。ちょっと私が客観的なとこ

ろでちょっと質問といいますか意見を言いますと、例えばこの父母会への説明ということで言いますと、早い段階では難しいかもしれないんですけど、こういう課題があるんですよとか、そういう話が例えば役員会の場でされてると、もう少し何か、とはちょっと思ったんですけど、そういうのは難しいですかね。もう、こう決まりましたじゃなくて、こういう実は課題があるんです、みたいな。そこから、それについて皆さん考えてくださいってわけじゃなくてまずその情報共有といいますか、それだけでもいいのかなとか、今ちょっと思ったところですね。

○柴田委員　今回のケースは、ここ一、二年の課題というよりはかなり前からさくらの課題でした。1学年の人数が少ない、特に年長の活動は、3クラスの年長が集まれば、ある程度的人数は確保できるんですけど、それぞれのクラスでも年長さんの活動というのをしています。そしてその活動に対しては、やはり年長の人数が少ないことでかなり職員たちが工夫をしながらやってきたという経過があります。それを職員の中で検討することは私たちの考えの中にはありますが、それを父母会で、年長児の活動で、1クラス的人数が少ないのですごく今苦慮してます、みたいなお話をするという感覚が、職員の中にはなくて、今まで何年もの課題ではありましたが、この課題をどうやってクリアしていこうと職員で話し合っただけで保育を行って来ました。基本的には役員会で今この状態ですとお伝えするのは、なかなか難しいのかなと思ってます。5歳のクラスの懇談会で、今こんな形で保育してます、クラスではこうしてます、とやってることはお伝えするんですけど、それに対して職員たちがすごく考えなければいけないことを、役員会等でお話をすること、なかなか、していないかなというふうに思っています。

○大島委員長　それは余計な心配を掛けさせてしまうとか、多分そういう意味合いではないという、そういうことですかね。

○柴田委員　というか、一学年の人数が少ないということで保育を工夫しているという部分を保護者のかたにお伝えすることではなく、職員の中で検討して考えていくことと思っただけなので、心配を掛けまいとか、そういうことではないです。

○堤委員長　今、柴田園長先生から話があったとおり、保育士としては、現場としては、子どもたちのよりよい保育活動というので、自分たちの責任でしっかり考えて話すことを決める必要があるというところです。そういうふうに、責任感としてもそうなったということとはちょっとご理解いただいた上で、大きく子どもたちに関わるようなことは、今、大島委員長おっしゃったのは相談というわけじゃないですが、今こういう課題があって、み

たいな前フリがあると話が入りやすかったということなんですね。園側での責任として決めていくものというのは申し訳ないんですけどある。一方で、不安が広がらないようにという、ちょっと話を通して入れておくとかということもあるのかなとは思っています。ただ、今回の件で園としてこういう形になったのは、保育士として考えていく必要があることだという考えだってことを、ご理解していただけるとありがたいです。また、保育課のほうにも相談があって、子どもたちのためにとってことだってことは保育課長も承知の上で、僕も話は聞いていてということなんですね。どうやったら円滑になるかということについてはもっとよく考えなきゃいけないとは思っていますので。

○柴田委員　今回の件は園としても、保護者にお話をしてから実施するまでの期間が短すぎるということと、説明が足りてないということはもうかなり承知の上で、それを何とか計画をして、実施しようということなので。さくら保育園の保護者にとっても五園連や運協のかたにとってもびっくりするようなことだと思いますし、ご心配をかなり掛けているなというのは、分かっているつもりです。ですが、次年度の子どもの人数の状況があるということとさせていただいたので、説明をしたからこれでおしまいというふうには思わなくて、今後、心配は残ったまま、心配なことは心配と保護者のかたも挙げてくださってますし、楽しみって言ってくださってるかたも両方います。なので、心配なかたの不安を少しでもなくすように、楽しみって言うてる人たちの期待を大切にするためにも、今後保育をしていく中で、懇談会だったり、役員会だったり、今回の件についても引き続き報告をしていきたいと思っています。以上です。

○大島委員長　はい。そのおっしゃっていただいたこともそうだし、言葉と、ご説明ということは私はずごい理解できる場所だったので、これが、多分伝え方が難しいということだと思うんですけどそこはどう伝えるかという、さっき言った量、タイミング等について、何か今回はまずかったとは私は思っていないですし、思いは分かりました。こちらにも分かっていますね。これがうまく伝わると、もっといいやり方があればそれをしていけばいいかなというところぐらいかなと私は今日は思っております。以上です。

○堤委員長　よろしいでしょうか。ちょうど6時15分もまわって、で保育的にどうしようかなというところなんですけど。

○大島委員長　そうですね。様子を見ながら、見つつ。  
次に行きましょう。

○堤委員長　資料292、293について保育課、説明をお願いします。

○中島委員　　こちらですね、定期的に出してる資料の3月1日時点の保育士の配置状況になります。大変申し訳ないんですけど、3月1日なので、実はこの3月中に、3月末日に退職する職員とか、4月で採用する職員とかというところが、この直近も、ひと月以内に起こりますので、あくまで参考ということでご理解いただければと思います。こちら、保育士に限る形での人数表になります。

　　続きまして資料をおめくりいただきまして、在籍児童数、こちら大島委員長のほうからお求めがありました。3月1日の各保育園の児童数と、4月1日、こちら見込みになります。今、2次募集をやって、2次募集の健康診断面談等やったりしてますけれども、そのかたたちが入るような状況ですね、があったとしたら、あくまで予定です、この後変動がある可能性もありますが、あくまで見込みの形の各クラスの人数の状況になります。はい。

　　私のほうから資料の説明は以上となります。

○大島委員長　　この資料でも先ほどの話に戻るとこもあるんですけど、先ほどの、正規職員のかたを任期付職員のかたに変えて、どんどんそのかたが任期が終わると減っていくという話が前から決まっていたと、いう話があったと思います。その前々というのが、廃園が確定する前という意味だと思いますが、それで言うてしまうと民営化というところを議論してるところから既にその政策が始まった、という話だと思うんですが、何かそれというのは何かどこかで説明があったりとか、何かになってたかなって私も、ちょっと分かってなくて、ちょっとその件いつからとか何を契機に始まったとか、ちょっとその辺って、何か説明いただいてもいいですか。

○中島委員　　ちょっとすいません、私も当時の議論というか、経過のところ詳しく分からず、年度まで分かってないんですけど、流れとしては、この間、小金井市のほうの公立保育園の民営化の議論があったと思います。その話が進む中で、いったんそういった民営化を見越して正規職員が退職した分をそのまま正規で雇うか、みたいな議論があったときに、確かにそういったのを見越して任期付で雇っていかうと。そういう議論があって、今、正規で雇ってしまうと、そういう民営化になったときに、その正規職員の数が余剰になってしまうんじゃないかという考え方のもと任期付職員の採用を導入したと聞いてます。これはもう段階的縮小とかいうより前、民営化の途中でそういう取り組みをして、恐らく職員団体ともそういった合意をして導入されたものと思ってます。すいません、年度とか私もちょっと分からない。

○堤委員長　　そういう意味で、その民営化の話が正式に行革のほうに出てくるのは平成29年度なので、30年4月1日のところからだと思います。ちょっと今、資料がないから正確に申し上げられませんが、30年ぐらいかな、29年度の。

○中島委員　　いずれにしても正規職員はよほどのことがない限り、民間みたいに雇用の打ち切り等がないので、そういう話がある中で、恐らく職員構成とかがあって、大量退職とか保育士さんの年齢層、いろいろ波があるので、いって、お辞めになるタイミングのところ、そういう時期のところを任期付きに変えていって、民営化を目指していたタイミングのところに合わせていくような。まず採用自体のところを職員団体と合意をして取り組まれたのかなと。

だからもしかしたら、当時そういう話が職員団体と合意されていた。ですけど、あくまでその雇用形態、進むであろうとか、それ、そういったときに合わせてという見込みで導入されたのかな、と。

○大島委員長　　廃園条例が決まって保育士さんが減っていくという計画もその中に含まれてまして、それに基づいて解決したからやっていくというのは分かるんですけど、それもなしに、もう将来、職員も減っていくということを市の判断でされて、それを実行してたということだと思いますが、必ずしも認識は、ちょっと私も運協をやる前の話だったかもしれないので、その認識がなかったんですが当時はそれを労使協定の合意のもとで、進められたと。もしかしたらその議会でもそういう話はされて、いろんな意見があったかもしれないけど、結果的にはそういう形で認められたという理解をするしかないですね。

○堤委員長　　そうですね。第2次行革大綱改訂版の最中ですね。

○中島委員　　あと、けやきの建て替え後ですね、今の。けやきが建て替えは25年だから。で27年とかだと、ちょっといずれにしてもそういう形が当時あったのかなと。ただ、それって民営化の議論なら恐らく進んでなかったのが現状私たちと今現場のほうでの理解は、その一般任期の人も、試験を打つ度に雇用期限は伸びてくる。で、最大5年の制度だそうなんです。一般任期は最大5年間の期限付きで、そういうやっぱり特殊な雇い方をするには、当時は民営化という取り組みを前提にしているのだからそういう雇い方、そういったことを検討しているから、そういうことをやりますという、理屈のもと、職員団体と合意をしてる形になります。だから民営化が、とかというものの前提がない状態でどんな自治体も一般任期という、ぱんぱん気軽にやれる雇い方ではないというふうには伺ってません。特殊な期間が、その定めがあるような業務、そういった検討をしているから雇って

る雇い方みたいな説明を受けてます。それが、あの繰り返しですけど、今、枠としては14人分。

○大島委員長 すいません。単純な質問なんですけど、その期間が過ぎたら、またそこから5年、同じ人を採用ということは、やろうと思えばできる。

○中島委員 同じ人を必ず雇うではなくてあくまで再試験で、そのかたが受けていただけるかという形で。会計年度任用職員も同じで、更新が4回までできるので最大5年なんですけど、そのかたが同じ試験を受けてくださって試験に合格をすれば、同じかたになる。ただ、制度的にはやっぱり再試験で、再選考が必要な制度。

○大島委員長 はい。制限してるわけではないってことは、理解しました。同じかたができることもあると。

○中島委員 はい。

○堤委員長 ほかにご質問とかありますでしょうか。

○関田委員 年度初めにもこの表の見方を伺ったのにちょっとまだ理解ができてないんですけど、さくら保育園さんだけ在籍児童数が、他の園と比べて少ないけれども職員さんの人数や欠員はそんなにほかの園と変わっていないように見受けられるのは、これはなんでなんでしたっけ。

○柴田委員 子どもの数少ないんですけど、定員いっぱいまで募集を1年中かけてるので。

○大島委員長 単にいない。

○柴田委員 そうですね、幼児クラス24人、22、20。1歳児も14人、2歳児も18人まで入れられるので、その分の。

○関田委員 定員に対して必要な職員さんの人数が足りていない。

○中島委員 そうです。なので、今は0歳止まってますけど、1歳から5歳クラスまでクラスに空きがある分は毎月募集かけてますから、そのクラスを維持するために保育士、担任等をおいてやっている人数になります。

○関田委員 であれば、何かごめんなさい。失礼な言い方というかうまく言えないんですけども、余力はある、というわけではない。人数が少ないのであれば、単純に余裕が生まれているわけではないんですよ、それでも。

○柴田委員 集団で見れるお子さんもいれば、一对一の対応が必要なお子さんもいて、特別保育支援枠が、さくら保育園には、お2人分だけ入れる枠はあるんですけど、それ以外にも一对一で関わることで伸びてくるお子さんというのが、いらっしゃるので、そういうとこ

ろの保育を行っている、というような形になります。

○関田委員 なるほど。それは多分ほかの5園も、きっと同じところなのかなというふうを感じる  
と、途中入園のかたもいらっしゃるとは思うんですが実際に今在籍している人数に対し  
ての職員配置で足りない園もあるのですよね。

○中島委員 これ3月1日の状況なので、また4月になると入園するお子さんの変動もあって、実  
際くりのみ保育園とかさくら保育園含めて、人事異動も行って、職員をまた動かしてい  
きます。ここには表現されないんですけど、また新たに育児休暇に入る職員とかも出ま  
す。あとは、3月末で退職してしまう職員もいます。そういった中で、4月には、また  
状況が変わるので、この表自体が4月の状況を表しているものではないというふうなご  
理解をいただければ。

○関田委員 余力とは失礼な言い方になっちゃうんですけども、定員いっぱい1人欠員というの  
とはまたちょっと変わった、実情は変わってしまったのって。

○中島委員 分かりました。園長たちは多分言いにくいし、私が代表して言います。

単純になかなか見た目のニーズと難しいのは、保育園がですね、今、朝7時からま  
ずは18時までの11時間保育、これが制度的に基本でやりなさい。で、延長保育で、私  
たち19時までやっています。ただ、公務員というか正規職員、1日、7時間45分勤務  
なんです。じゃあ、更に公務員は変形労働時間制が許されていないので、月の中でどうし  
てもやり繰りしなきゃいけないんです。月をまたぐ変形労働時間の適用、要するに民間  
の企業とかだと、保育園とかでも8月お盆の時期、お子さん少ないとそこで勤務しな  
かった部分はほかに持ってく変形労働時間という雇用の調整ができるんですけど、公務員  
はそれが適用できなかつたりします。そうすると、1日7時間45分の週5の勤務なん  
ですけど、週6の、今、11時間プラス延長の1時間の保育をどう割り当てでやってい  
くかのときに、頭数はいても圧倒的に労働時間が足りないです。お子さんの状況で、体  
制で言いますと、先ほど配慮が必要なお子さんもそうですけど、延長保育を希望される  
お子さんの人数でも、保育士の状況が厳しくなってます。

なかなか数字で言い表しにくいんですけど、現場の負担感が、その間、欠員とかで非  
常に強い。個別の事情は園長たちからは絶対言えないから私が言いますが、職員の中  
にも子育て中の職員は、朝7時からの保育勤務ってできると思いますか。自分の子、保  
育園に預けに行くのに。できないですよね。そうするとそれを誰が担ってるかという  
と、そういう事象がどうしても内に特定の職員にかなり負担が行ってます。夕方も同じです。

19時まで保育園で働いて、自分の子の保育園にお迎えに行けると思いませんか。行けないですね。そうすると、そういう保育士は遅番ができない。残った職員がやるんです。だから私がずっとこの間思ってるのは、そういったのをどう安定的に体制を取れるか、そこが今非常に負担が偏っていて、にっちもさっちもいかない。これはちょっと数字だったり、資料だったりでなかなか表現できないんですけど。そういう状況の中で、どうやっていかって。で、一番資料で見えていただきたい育児休業代替員の欠員がほぼほぼ埋まらない。そういった中で、今言ったような状況、特に朝の延長保育、夕方の延長保育、そういう当番、土曜日の当番もそうですよね。そういったのを特定の職員に今、負担がどうしてもいかにざるを得ない。まあ、仕事だからやりなさい、業務命令だって言ったらそれまでですけど。それで負担が特定に集中して、残念ですけど、例えば退職につながったりってなったらもう、本当に私としてはマイナスのループになって、それをどうにかしたいというのは本当に思ってるようになります。なので、表上の名簿上の頭数と実際のやらないといけない保育の時間とのアンバランスさというのは、あるのはご理解いただきたいなど。で、そこに職員が、それは個人の事情だから、預ける保護者に関係ないよと言われたらそれまでですけど、職員の中にも子育てだったり自分の子どもの保育園の送り迎えだったりというのが重なる中で、どう、本当にバランスを取って運営できるかというのは非常に厳しい。これは本当にもうちょっと私のほうから代表してお伝えできればなと思ってる部分です。この欠員の部分は、以上です。

○関田委員      ありがとうございます。全然皆さん、先生がたも生きていて、本当に余力があるなんて全然思っていない。ただ、もしその定員いっぱいの子が来ている保育園のほうで欠員がすごく出ているのだったら、安易な考えなんですけど、その定員割らなかつた保育園のほうから途中入園が来るまで、人のことなのでそんな安易なこと言ったら失礼なんですけど、助っ人に行くとかそういうことができるのかなとか、いうふうに思ってしまう部分もあったので、ありがとうございます。これだけで、この表だけでは見取れない部分が多くあるということで、分かりました。ありがとうございます。

○中島委員      いや私もちょっと現場のところをお伝えできればなと思うのと、今後ですね、今おっしゃったような、そのヘルプの考え方というのはもしかしたら本当に考えていかなきゃいけないかなって思います。

例えばですけど、土曜日の保育とか、今後、場合によっては、例えば少ない園のさくら保育園の土曜保育のお子さんに、乱暴な言い方ですけど例えばですよ、近い小金保育

園のところで土曜だけ合同にすれば体制が楽になるんじゃないかとか、そういったこと自体の工夫とかは、ぜひ皆さん、保護者のかたと検討しながら、ご理解いただきながら、考える余地は今後あるかなとは思いますが。くりのみからけやきとかですかね、近いところとかだと。特に園児の数が減ってるところをどうしていくかは、保護者のかたのご理解がないと駄目ですけど。当然、今、私、仮定の話として言ってますから、園のほうとも相談して、園のほうの工夫とか体制が取れるかですけど、やり方としてはそういった形も検討をすることは必要かなとは思ってます。その場合は、ぜひ保護者のかたというか、こういう運協の場でお話ししながらにはなるかとは思いますが。以上です。

○大島委員長　　今、関田委員のお話のところで回答いただきましたが、ご理解いただきたいというところに関して、厳しい言い方をしますと、この資料じゃ判断できないですねって話になると、じゃあどう私たちは理解したらいいんですかという、その理解するための努力をしてるんですかという話にはなってしまうんですね、結局。結局私たちは今、この資料で足りてるように見えてるけど、そうじゃないんですよ。じゃあどうしたら足りてるんですかとなるし、何をもって不足、じゃあ、今不足数が、例えばさくらさん1の正規職員の1入ったら足りるんですかという話ではもはやないんじゃないですか、それは。違うところに課題がいつてしまってるところで、じゃあ何を議論して、そこが解決に向けて努力するかというところがやっぱりぼんやりしちゃうんですね。何かこう、言い含められたような感じもしますし、ああ、やっぱり大変なんだって思うのは思うんですけど、やはりちょっと議論をすり替えられてる感じはどうしても。何だろう、実情を私たちが理解できるものが今ないので、そうなんですよって言われても、ご理解はできません、正直なところ。厳しいのはもちろん分かりますし、うそをついてると思ってるわけじゃないんですけど、そこに対してはやはり、認識の違いはどうしても出ますね。ですので私もこれを見たときに、じゃあ来年度も、くりのみさん、さくらさんは、0歳児は難しいとしても来年度、1歳児の受け入れは、はできるんじゃないですかというふうにやっぱり思っちゃうんですね。まあ、現状維持はできるんじゃないですかと。

○中島委員　　今言った部分の、その、個人の事情とかというのを資料に落とし込むのが難しいのはご理解をいただきたいのと、現状そういった負担のもと、やっている部分と。なので、さくらで去年お願いしたような散歩の回数とかという部分のこととも含めると、私は保育の質というのがすごく議論いただいている中で、質より量。取りあえず人がいるから預かればいいんじゃないか、をやっているとは思ってはいないので。取りあえず人がいて

預かれるんじゃないか、何とかやれるんじゃないか、ておっしゃられたときに、その部分ではなくて、やはり、まずは今いる、預かってる子で、今まで公立で大事にした保育をどうまず維持するか、そこを削ってそこをやらなくして、ギリギリで何かほかを手立てすればいいというところの発想が、私はなかなかちょっとできないもので、ちょっとお答えが難しいんですけど。

○中岡委員　そんなに保護者側と保育課側の意見が食い違ってるとは思ってなくて、さくら保育園の児童数に対して職員が足りてるよねと、足りてるんだったら質が高くなるんじゃないのという単純な表の読み方が、まずまず、合っていないとも、そう思うと思うんです。その上でこういう個人の状況があるという、様々な難しさがあるってことは多分一緒だと思っていて。多分この表から、その質の担保ができてしまうという単純な読みが出てきてしまうことは避けられなかったと思うんで、そういうことを思ってしまうのは間違いないかなと思うんです。その上でどうやったら質的にも、実はこの人数で、この子たちの面倒見るのは結構そこそこ大変なんですということをどうやったら評価とか別の形でプロットできるかというのはある気がして。例えば土曜保育を必要としてる人数がこれぐらいいるんですとか、個別の対応をしなきゃいけないということで、本当はこれぐらい余力があるんだけども割かれてますとか。職員の人たちの総労働時間で何かこう、ずらせる、朝に行けるとか夜に行ける人たちは実はこれぐらいしかいませんとかいうのが見えてくるともう少し何かこう、この課題に対して職員が対応できてないんだね、みたいなことが言えるかもしれないので。単純にこの表からでは読み取れないことはあったらろうし、ただもうちょっと多分、違う線の切り方で、その問題が伝えられる可能性はあるかなと。ただ相当複雑な表にはなるかなとは思んですけど、何かそういうことがあると多分一発で課題のお話を、こういうふうなやり取りを、あった上で変なハレーションもなく議論できるかなという気は何となくしたというか。例えば土曜保育の話だけ取ってみても、土曜保育に充てられる職員数と実際にいるメンバーの数みたいな、1人でもいれなきゃいけないからとかいう話をどういうふうにか考えるかということを具体的にできるのかもしれないなというふうにか何かこう思ったんですけど。

○中島委員　フォローありがとうございますというのと、やっぱり資料にすると、何か形に残ってしまっ、違った意味ですよね。今、私が申し上げたのは、各園の状況をずっと関わってる中での表現ですけど、それを資料になったときに、じゃあ私が子育てしてて、朝夕できないから、それが数字で出たんだって、また受け止める職員、そういうふうにか

現されること自体が、職員に与える影響というのも私は気にしてしまうので。ちょっと難しいというか、私が今、おっしゃったような部分を、あ、そうですね、簡単に資料にすればいいですねというのがちょっと即答がというか、本当に難しい。そういうふうにはやってる職員自体がつまびらかにされて、そういうふうにはしている私たちが悪いんじゃないかって受け止めが職員に起きるんじゃないかと。本当は悪くないのに、とってしまいます。

○中岡委員 いや、おっしゃるとおり。

○大島委員長 決して責めてるわけじゃないんです。まずそれはご理解いただきたいとこなんですけれど。今日、五園連の中でこの数値をちょっとお話をして、各園の保護者のところで実際に保育士不足という状況の中で、実感的にどうですかという話をしたんです。で、各園のところで状況を伺ったんですが、総論的に言うところ、保育士足りないんだって思って、実感として、実感というか足りないというふうに感じてことはそこまでないという話だったんですね。で、これって何だろうなって思ったときに、これは恐らく現場の方かたの、園長先生も含めて現場の保育士さんの努力の中で足りない部分を補ってやってらっしゃって、保育の影響がないようにやってらっしゃるんだなというふうに私はそのとき聞いて思ったんですね。なので現状、現場の努力で成り立ってるってことは、この運協の中でも話してますし、皆さん理解しているところではあるんですけど、一方、保護者目線で言うと、今できてるんだから、来年できるじゃん、という考えになるんですよね。じゃあ、今年できたこと来年できるんじゃないですかという。でもそれが先ほどの話だと難しくなってる。なので、来年度、今年と同じように、くりのみさくら保育園に1歳児がいること自体はもう、もう無理なんですよというお話だったと思うんですね。

○中島委員 この資料ですね、3月なので、また4月の状況が分からない。

○大島委員長 まあ、そうですね。

○堤委員長 あと、5月でまた変わるんですよね。育休のかたが何人戻ってこれるかとか、5月1日になってくるので。

○関田委員 すいません、失礼な言い方になってたら申し訳ないんですけど、先ほどのさくら保育園さんも、クラス2クラスになったら単純に職員さんの人員配置って1人とか2人とか、あれ、大丈夫なんじゃないかなというふうには、正直、感じましたね。うん、そういう動きがやはり出てくるのであれば。本当に頭数だけでは読めない部分が多数あると思う

んですけど。

○中島委員　　そういったのも見越して4月の人事異動をやります。今はちょっと、人事のところは最終的には4月の内示なので4月に人事発令なんですけど、そういった状況も見越した上で、くりのみやさくらを含めた5園で人を動かしていかなきゃいけないのが一つ。で、私の立場から申し上げる保育の質ですね。新しい人を雇えば小金井の公立保育園が大事にしてきた保育ができるとは私は思ってないんです。単純に採用して誰か人が来ました。新卒の子であろうが、経験者であろうが。その人が今、小金井が大事に、公立が大事にしてきた保育を即座に実践できるとは思えないです。だから、言い方悪いですけど、この間、職員の退職、入れ替えがあった中で、こう言うと本当に怒られるかもしれないけど、質が維持できてたかという、それは本当にそうだったのか、私はちょっと自信を持って言い切れません。しっかり人が雇用できていて、小金井の公立保育園の保育をしっかりと何年も経験してきたという人がしっかりいた時代にやれていた保育と今の保育園も同じかという、私は、この間関わってきた中、園ともやり取りしてて、園の職員ともお話しして、こう、代表してこうというのはあれですけど、本当に大事にしてきた部分を100点満点、自分たちが大事にしてきた部分を今、実践できるようなスキルの継承が非常に厳しいなと、課題だなと思ってます。この3月4月でも退職と採用がある中で、資格はお持ちでしょう、保育士資格。でもそのかたがしっかりその保育園の保育を実践できるようになるまでには時間が掛かることだけのご理解いただきたいなと。ただ預かればいい、質より量だと言われるのであれば、保育士資格をお持ちのかたがいれば預かればいいじゃないか、それが求められてるのか、今ずっと質って言われてる中で、公立保育園が大事にしてきた保育を実践して、その中でお預かりすることが公立保育園に求められているのかということところは、非常にちょっと私のほうは、今は答えきれてないなと思う部分にあります。人を雇えばいい、だけでは済まないところを私たちは求められていると思ってます。以上です。

○関田委員　　すいません、度々。本当におっしゃるとおりだと思って、質の維持というところを本当に大事に思ってくださいっての本当にありがたいなというふうに思うんですけども。その質の維持というのって、測るのは、市としてはどういった部分で質を維持できてるというご判断なんですか。

○中島委員　　やはり数字で測れない部分があります。そうなってくると、やはり例えば、その保育をやるに当たってもやっぱり、例えばクラスの担任の中で中軸をしっかり担えるように

なる。例えばフリーという役割で動くにしても各学年回るときにもしっかり対応できる。言い出したらきりが無いんですけども、小金井の保育だけではなくて他の保育園、いろんなやり方があるんで、やはり資格を持ってるだけではなくて小金井でやってるその園のやり方、会社も同じだと思います。転職してすぐ100%の仕事ができる。本当に同ジャンルで同じ業種とかそういったことではない。保育の部分はやはり子どもの部分の対応とかですね、保育園ごとにカラーもあります。で、ここにその間やはり大事にしてきた部分がある中で、そこを覚えていただくのが一つ。こういう言い方あれですけど、昔と比べて、人の入れ替わりがすごく多くなってます。10年未満の職員が辞めたりもしてるので、そういうスキルの継承の難しさというところをご理解いただきたい。過去は採用されたら長く働いてくれてた職員も、例えば10年ぐらいですぐに辞めちゃう、そういう辞めちゃう職員とかも出てきてるといふ時代の傾向もちょっとあるかなと思ってます。

○堤委員長      まず組織として見ると、今支えていただいている園長先生、主査のかたがいて、主任がいて、中堅の保育士さんは保育士がいるわけですが、僕から見ると、現在の園長先生が揃ってらっしゃるうちはいいんですけど、じゃあ次の園長先生はどうなんだと。それから僕は2001年の転職組なんですけど、そこ新卒で保育士になった人たちが同期、年は8歳から10歳ぐらい違いますけど、いるんです。この前後の世代が、だから次の中軸を、5年後、10年後には担うわけですけど、その世代が着実に担い手として育っているかと。先生がたが今、日々の運営に苦勞されているように、園長世代の主査のかたもいらっしゃいますから、そうすると次の主査、園長、そしてその次の主任というのの手薄感はずごく感じるんですね。そういうふうな組織の話。あともう一つ、小金井の保育というのは、僕はのびのびとできてるところがすごくいいところだと思います。ということは逆に言うと、子どもたちが自分たちの思いでご飯を食べるタイミングにしても、遊ぶタイミングにしても、それをバラバラにすることを許容する、そういう保育が必要なので、一斉にこうしようという保育園と比べて、やっぱりスキルとか余裕とかいろんなものがあるわけですね。そこは、小金井の、のびのびと子どもたちが育つ保育を守っていくって意味ですごく今大事にさせていただいて、そこに危機感というか課題感があったりするんですよ。自分の子育てと保育士として子どもたちを支えてるところに悩んで、辞めようかって考えてしまう状況になってまして、そこを何とか守っていこうとしてるところです。あと、この人数の話をもう一段進めると、対応が必要な子への

加配とか、その人数のままでは対応が難しい子なんかもいる中だと、特に朝夕を中心にすごく手薄になっていって。そこを、先ほどのお話のようにどう数字として表現するかというと難しいんですけど、シフトで見ると先生がたが苦勞するよりも残業でカバーするしかない。しかもその残業は特定のかたになる、という状態がちょっとあって、表にどう表現して共有できるようにするかってのは悩みなんですけど。そういう意味では今はシフトに穴が空いたりするのを残業で補ってるというのが我々の実体感というところなんです。

○関田委員      ありがとうございます。この表だけではなかなか問題点は見えにくい、ということが分かりました。ありがとうございます。

○大島委員長      今日、中島課長がここまで明言されるのは私はちょっと驚いたというのもありまして、そもそも小金井の保育を維持していくのが難しいというニュアンスのところ、ていうことだったんですけど。じゃあ、それ自体そう発言することで批判されることでもあると思うんですね、何を今までしてきたんだと。それも含めて、ここまで言われるということは、ちょっと私としては、ちょっと驚きもあるし、逆に理解も今日はできたと思ってます。ただ一方、じゃあ、5園の父母側全体として見ると、今日、この運営協議会に皆さん出られてないですし、私たちも全部伝えられないんですけど、やっぱりギャップがどうしても残ってくるのかなと。それは今後の保護者説明会でもそういう埋められないまだギャップはあると思ひまして。最後これはちょっと絶対伝えてほしいって言われたことがありまして。2月26日、これはまだ判決が出て、その後に父母が市長と対話をしている。そのときの発言のところのメモがあったんですね。これが、父母だけじゃないですけど大人が26名参加してまして、かなりの、さくら保育園、くりのみ保育園の保護者は、どっちも七、八名、もしかしたら10名ぐらいいたかもしれないですけど参加されてたんですね。そこは結構切実な思いが本当に漂っていたんですよ。もう本当にこの廃園が取り消されなければ私はもうこの市で子育てできないですし、ほかの小金井市じゃないところに行きますとかですね。もう、そういうふうに出た発言もありますし、数多くの話を市長にされてたんですね。一方、こっちの話もやはり私たち、運協委員としてはしていかなきゃならないし。だから、それを扱っていくためには、保育士体制という課題がどうしても残っているという中で、というのももちろん理解してますし。ただ、今後五園連、または保護者側としては、やはり、募集再開はしていただきたいという要望は出していく話には、今日なりましたし。その中で継続的な深い話は必要な

のかなと。そういう感想みたいになってしまいましたけど。

○堤委員長 いろいろな意味で保育士の体制。その現状の保育士体制とか、特に保育の現場の部分に掛かってくる施設の話。去年も、もう少し具体的な話ができれば、というご意見もあつたじゃないですか。我々も、専門的なところに弱いところがあるんですけど、この辺が共有できないと、少なくともどちらから見るのかという違いがあっても、同じものを見てるといのが必要だと思っています。今日は努力目標みたいな思いで申し訳ないんですけど、保育体制の話も施設の話ももっと具体的に話ができるようにしなきゃいけないというふうに思っていますので、そこを努力してお示ししないといけないと思っております。在り方の検討をすれば真っ先にそこが一番大事ですしね。その上で更に市政全体でどうなんだという話に多分なるので。それができていない、まだもっとできるようにならなければいけない、そうしないと伝わらないってことは、課題だと思っていますので。

○市岡委員 今話を聞くと、今日も最初の話にありましたけど、やっぱり在り方の、その見直しのところを先決にやるところが一番重要なのかなと思いますので、そこは何か市長からも4月に説明会があつたりとか、意見する、交換する場があるので、保護者からも出ると思うんですけど、そのスケジュール感というのを、やっぱり見せてほしいなというふうに思ってます。そこでやっぱり市長の動きで、父母のほうもまだやっぱりそのところがあるんだな、というのが伝わってくると思うので。そこをいったん、進めていただくのが何か、効率がいいというか、動き速いのかなと思いますので。もうちょっと市長にこういうのを伝えていただきたいと思います。

○堤委員長 分かりました。僕も努力して少しでもお伝えします。

○大島委員長 難しくなってきましたが。やっぱり一番の根本的な問題ということは保育士体制になるのかなというふうに今日の議論を聞いても思ってます。ただそれが、この場でいくら話をしても、何か次に進むかという、それも結構限界が来てるのかなというところ。かつ、そこに対して保育課のかたは、前向きな話を、今後採用をブラッシュアップといえますか、いろんなことをしていきたいと考えてますが、果たして市全体としてそういう考えのもと進めてくれるのかというところは、非常にやっぱり、今日疑問に思ったところもありますし。じゃあ、私たちはどこに向けて何をしたらいいのかというところ、やっぱりそこを知っていけないと、もうどこにも行けないというのが今日は、理解したところかなと思ってます。先ほど職員課のかたも、話をできる場みたいな話もされてましたけど、これについては、じゃあ、やはり私たちもその職員課のかたと話せる機会を正式

に持ってくださいと。これは次年度に向けて言ったほうがいいのかなとは、今日は聞いて思ったところですので。ちょっと私もう今日は終わりで、言うのも変ですので、これは来年度、ぜひ継続する運協委員のかたもいますので、次のステージとして、そういうことを前向きに検討されたほうがいいのかなとは、今日聞いてて思いました。

○田畑委員　　さっき質問にもあったように、見える化というか表だけだとやっぱり見づらい部分があるとしてもあって、そこに実情も絡んでくるということなんで、もうちょっとそういったところも踏まえた表でいいのかグラフなのか、こう、実際の実働の数とか割合とかそういうのが出るようなものがあつたらいいのかなというのはちょっと聞いてて感じました。以上です。

○大島委員長　　はい、それは実現できるようにしていただきたいです。

○石塚委員　　見える化というのは確かにそのとおりだなとは思いますが。やはり、さっきのさくら保育園の説明のときの保護者の声じゃないですけども、気になる保護者は恐らく皆さんいらっしゃると思っているというか、数字だけ見ても、じゃあそれでOKなのかというのはやっぱり分からなくて。ただ、やっぱり自分の園を見ていると、いわゆる加配でついている先生もいらっしゃるでしょうし、その園とかクラスの実情によっていろんな違いがあると思うので、もし私たちのアンケートのことではないですけども、そういうのが分かってくると安心というか、預けてる身としては納得したり安心してくる保護者も多くなってくるのかなとは思っています。ただ、出せるものと出せないものがあると思うので、お互いに無理のない範囲でやることも大事なのかなとは思っています。以上です。

○堤委員長　　今、石塚委員から出せるもの、出せないもの、それからあと、見える化、という話もいただきましたけど、資料の工夫ができるのかを考えてみたいと思います。ただ、ちょっとどういうふうにしたら見える化になるのかというのは、お答えできないので、考えてみたいと思います。

○田畑委員　　ちょっと私も具体的なのは、今、案としては浮かばないんですけど、多分もう今回で終わりで、また来年度新しいメンバーになったときに、どうしてもまた似たような疑問を感じる委員のかたが多分出てくるし、また何か同じような説明をしなきゃいけないかたりとかなると思うので。何かちょっとそこは余地があるかな。それと別個で、やっぱりこれ保育士足りてるんじゃないの、みたいな感じであつたりとか、人数比的に見たらこれはどうなんですかみたいなものって多分また生まれてくると思うので、何かそこをど

うにか可視化できるといいのかなと思います。

○堤委員長 はい。おっしゃるところはごもっともだなと思うので。どういう形で可視化できるのか、というのはありますけれども考えてみたいと思います。

○大島委員長 最後、そうですね。その前に意見としてもう一つ、今日五園連であった意見を一つだけ述べます。今日ですね、五園連の中でこの判決に対しての対応というところでの多く挙げた意見ですけど、やっぱり原告のかただけ入園できるというのは、どう考えてもおかしいんじゃないかと。おかしいという点と、そうなったときに、じゃあ、そのかたの、こう、何だろう。どう、そのかたが守られると言いますか、その話もできてないと思うんですよ。先ほど異年齢、1人じゃなくて、異年齢というところに例え入れたとしても、やっぱりどう考えてもこの人だって分かってしまいますし、そこも含めたプライバシーを守ることが、どうしても難しいんじゃないかと。それも含めて、やっぱり1人だけ入れるということはおかしいんじゃないかということの意見が挙がってました。それについては何か解決策、方法があるんでしょうか。

○堤委員長 お一人のかただけとなると、園内というのはどの子かとかは分かってしまうことは避けられないことだと思います。ただ、その上で今までも園児のプライバシー、個人情報にも気を遣って参りましたが、園外に名前とかそういうのが出ないようにするのが第一。それと、あともう一つその子が園の中で安心してのびのびと暮らせるように、どう配慮するかということなんだと思っているんですね。そのために、どういう工夫、遊び方、過ごし方ができるのかというのを、こうするってないですけどそこで何かに遠慮したりとか、そういうふうにならないように、向かい合ってから扱ってやってことは大事なんだと思うんです。

○大島委員長 その園児のかたもそうですが、保護者に対しても同じだと思っていて、やっぱりその入園してからちょっと居場所がなくなるとか、ちょっとやりづらいというのがないような工夫というのが、なかなかやっぱ難しいんじゃないかと思うんですね。その点も何かこう、うまくできるとかですね、何かありますでしょうか。

○堤委員長 まずは、結局、原告のかたと会ってお話をお聞きすることからになると考えています。そこでどんな不安を抱えてらっしゃるかを、まずしっかり伺うところからだと思っています。で、その上で、保護者として配慮してほしいこととか、ご希望とかあればそういうことを伺ってということかなと思っています。まずはこの現状を踏まえたご説明をしっかりと行う必要があると思いますけども、その上で今後どうしたいということをお伺

て、入所とその後ですね。過ごし方につなげていきたいなと思っています。

○大島委員長 何かよい解決策が、これってのがあるわけじゃないと思いますけど、まあそれでやりつつ調整しつつだと思いますので、そこは、はい。

○堤委員長 今、大島委員長がおっしゃったとおり、1回で終わりというよりも、キャッチボールというんですかね。その中で、思いとかを言っていただいたり、希望とか、配慮すべきことがあったとして、それがより具体的なものになったりとかってことだと思うのでという部分もあると思うので、そこを丁寧にとっています。まだお会いできてないんですけども、そういう意味でも、そこも含めてやっていきたいなと思っています。

○大島委員長 はい。じゃあ、その他に。

○堤委員長 はい。では3のその他に入らせていただきます。まず第6期の委員の推薦の手续についてです。第6期の委員の方の推薦については4月以降に新しい父母会長のお名前で提出していただく書式となっています。本日委員の皆様へ推薦の書式等をお渡ししますので、各園の父母会長から例年どおりの締め切り、5月上旬になりますが、市に提出いただくようお願いいたします。なお、次回以降の日程については、第6期の委員の皆様と調整させていただくこととなりますが、例年ですと5月に開催しているところがございます。委員の推薦手続については以上です。何か疑問点とかありましたら別途お問い合わせをお願いします。そうしましたら、今回は最後ということになりますので、大島委員長、まず保護者委員から、それから行政側の委員という順番で、まず大島委員長から順に保護者委員の方にご挨拶いただければと思うのでよろしくをお願いします。

○大島委員長 はい。今日最後になりますので、皆さんから一言ずつ感想なり、残しておきたいことですね、一言いただいて、二言でもいいですけど、いただいて締めたいと思いますので、石塚委員からお願いいたします。

○石塚委員 大島さんありがとうございます。1年間ありがとうございました。最後の2回オンラインで大変失礼いたしました。役員会のほうでも少しお伝えしたんですけども、こうやって関わらせていただくことで、園だけじゃなくて、いろんな保育の状況であったり、それから、保育課の皆様であったり、普段の保育とかで分からない部分を知ることができました。本当に感謝しております。私のほうは来年度も継続して運協委員努めますので、今日話し合った内容もしっかり引き継ぎながら、第6期のほうにつないでいきたいなと思っています。1年間ありがとうございました。

○田畑委員 臨時で1年間入らせていただいたんですけども、短い間でしたがありがとうございます

した。やはり運協は、行政と直接やり取りができる非常に貴重な場だと思っていますので、ぜひ今後も父母と行政としっかりお互いに協力し合って、よりよい保育ができてたらいいのかなと思います。1年間お世話になりました。ありがとうございました。

○市岡委員 私もですね、最初、全然よく分からない状態から、この会議に参加させてもらったんですけども、本当にいろんな自園のこと以外の他園のことも含めてですし、政治に関することについてもかなり関心を持てたなと思っています。本当にこの行政側に意見を言えたりとか、お話を聞けるというのは本当にすごいなと思ってまして。どうしても叶わないことも多いんですけど、ただ小さいことも実現できたことも多々あると思っています。そこはすごい動いてくれてるなというところ、すごく関心を持っておりまして、こういう会は非常に重要だなと思っていますので、来年以降、そういうのは続けていければいいかなと思っています。1年間ありがとうございました。

関田委員 1年間ありがとうございました。私は一番上の子のときにあの保育園に入れないうごい時代でして、皆さんも経験あったかもしれないんですけど。そのときにこの小金井市近辺含めて100園以上の、100じゃ足りないかなというぐらい施設を回ったんですね。なので、そのときのどこも同じような保育をされてるところもあるんですけども、小金井市の公立の保育園は、もう全然違うって感じるものが本当にありまして。縁あって転園、一番上の子が転園で入れたのですごくうれしくて。このような機会をいただいております。本当に貴重な機会だったと思います。またこれからも、この保育の質の部分でしたり、いい保育が続けられることを願って、この運協が続くこと、よい議論が進むことを願っています。本当にありがとうございました。

中岡委員 1年間ありがとうございました。私自身は西東京市から保育園の入園に際して、小金井が一番入園の決定率が高いという、この周辺ではという話が、妻から出て、本当は西東京にいたかったというのも実はあったんですけども。そういう、背に腹は替えられないということで引っ越してきてってことでこちらに来て、非常にいい保育園に恵まれたなというのが本当の今の印象です。こういう機会、行政のかたとのやり取りをやらせていただいたという機会は本当に貴重ななと思いますし、もっともっと行政のかたの何て言うんですかね、苦勞というのもしっかりこちらもすごく分かったので、父母会レベルの役員会だと、ちょっと対立的な構造を作りがちなところがあるんですけど、もっともっと同じ方向を向けるんじゃないかなというのを本当に毎回ここに来る度に実は思っています。もっといろんな形でこの保育園の問題、今回はこの廃園問題ということも含めて

議会だとか予算だとかそういったものが関わってきてもう複雑怪奇だと思いますけども。この後、同じ方向を向いたこの父母と、行政とこの園の運営ということがきっとできるんじゃないかなというのはいつも感じました。そういうことで、運協からは離れるんですけども、そういう意味では行政のかたにも大変感謝ですし、園の運営に関してもいつも感謝ですし、そういったことも含めて父母としてもできることを少しずつやっていきたいなというふうに思いました。ありがとうございました。

大島委員長　　私ほうちも子どもが4人、全てわかたけ保育園でお世話になりまして、まだ一番下の子は来年もお世話になるんですけれど。やっぱりここに来て、すごい先生たちの接し方とか話し方とかすごいよかったなということを思ってますし、この運協に参加して、小金井の保育って、こういう考えでやってるんだなということも聞けてすごいそこはよかったなと思ってます。あとは去年今年と、委員長をやっていく中で、やっぱりどうしても、議題が市と対立してることになってしまっ。本当はもっと一番最初に、実は昨年が一番最初に言ったんですけど、もっと新しい楽しい話をしたいねというのが一番最初に言ったんですが、なかなかそういうことが実現できず、やはり、話していく内容としては、廃園だったり、そういうことになってしまうのでちょっとそこに関してはしょうがないんですけど。その中でも、立場もあるかもしれないですが、市側の意見も聞けましたし、園長先生の話も聞けましたし、保護者側の意見も聞いた、たくさん聞いたからこそ、いろんな、こう、何ですかね。すれ違いですとか、意見の相違があるんですけど。それは現状でもまだ解決してなくて次年度に持ち込む節があって、この場で私も終わりというのはすごい心苦しいところはあるんですが。ただ、やっぱり他の委員の方からもありましたように、同じ方向を見て、よりよいところを目指していくというところで、まず、意見をそっちのほうで話ができればと思うんですね。課題は課題であるんですけど、それをどう一緒に解決していくかというところで、そういう議論の仕方がちょっと私はできなかつたんですが、そういうことを6期の中ではできていくといいのかなと思ってます。ただ一方、保護者側のほうに戻ると、やはり、募集は再開してほしいということをおっしゃるを得ないですし、状況は理解しつつも、そういうことは挙げていくと。これは市民としてどうしても言っていかなきゃいけないというところかなと思ってますし。一方、小金井市の中でよりよい保育というところに関しても、もちろん視野に入れて検討はしていきたいと思っております。いろいろありがとうございました。

○前島委員　　ありがとうございました。保護者の方々の意見をすごくたくさん聞くことができ、

保育園を大切に思ってくださいということはずごく感じられる運協でした。本当に1年間ありがとうございました。

○杉山委員 本当にお仕事がお忙しい中、1年間、2年のかたもいらっしゃいます。どうもありがとうございました。大島委員長が言ってくださったみたいに、いろんな意見を聞きながら、同じ方向を向いていけば、またよりよい保育ができるんじゃないかなって勇気もらいます。ありがとうございました。

○小方委員 常日頃も感じてますが、今日もお話伺って、本当に保育園を支えてくださってありがとうございます。私たちが現状にとどまることなく、親御さんもお子さんも安心できる保育園であり続けるように精進して参りますが、運協では何かもうちょっと語り合ったり、保育の話をしたかったりしたな、なんていう思いもあります。1年間ありがとうございました。

○柴田委員 1年間ありがとうございました。最後の最後までご心配を掛けて、でもいろんな心配もありながらも、理解してくださろうと、思ってくださいる保護者のかた、公立保育園のかたとかうって顔合わせて、いろんなご意見を聞く機会というのは本当に大事だなと、ありがたいなと思っています。中岡委員とはまた話す機会がたくさんこの回でできましたし、ほかの方たちも、街で見かけると、知り合いが増えた、顔見知りが増えたということでも、参加させていただけてよかったと思っています。ありがとうございました。

○池田委員 1年間ありがとうございました。本当にこの場ですごく生の声が聞けたのはすごくうれしかったなと思っています。先ほど大島委員長のほうからは五園連のほうで人が足りてない感じがしないよというふうに、話が出ているって話を聞いたときに、私じゃなくて、けやきの職員みんなの頑張りがすごく認められてもらってるんだな、保護者のかた、本当に保育園のことを見てくださってるんだなというふうに思ったので、何かその思いに負けないように私たちが現場で一生懸命やっていきたいなと思うし、本当に何だろう、楽しい話をしたいっておっしゃってたのがそのとおりで、こんな園の自慢あるよとか、こんな保育の工夫をしているよというところが、もっと話せたりすると、和気あいあいとできる、これから先の保育を考えていける場になるのではないかなと思ったので、ぜひそんな雰囲気作りができるように1年、頑張れたらいいなと、今は思っています。ありがとうございました。

○中島委員 今年1年間どうもありがとうございました。私の立場で言うことではないんですけど園長の皆さんが言ってたような形の話が本当はできたらよかったなと。どうしても振り

回されてしまう政策とかですね、そういったいろんな部分で、本来の話というところ。縮小廃園の話が本来の話ではないとは言いませんけれども、そういった部分の話のところ、皆さんのリソースが取られてしまってる。ですので、せつかくの場で、こんなような保育の話というのができていないということが非常に心残りです。またちょっと状況がですね、判決を踏まえての対応ということでまた刻一刻と変わる中で、どうやってこういう形でまた次の運協をお話できるかということが悩ましいところだなというのが率直な今の私の気持ちになります。いずれにしても今年1年間ですね、私のほうでお伝えしたかった部分は、自分なりの言葉ですけれどお伝えができたかなと思ってますので、引き続きですね、各委員含めてですね、ご協力をいただければと思っております。どうもありがとうございました。

○堤委員長　この1年間どうもありがとうございました。僕の子は一時保育で小方先生にお世話になったんですけど、まさに待機児童が大変なときだったので小金井の保育園に入れませんでした。それで、ほとんど国立と言うしかない府中のはずれの幼稚園へ、送迎があって、延長ができるところに通わせたんですね。で、のびのびと遊んでいる、僕んちって小金井保育園の目の前なんですけど、小金井保育園の子どもたちを見て、先生がたの頑張りを、また同期の保育士もいて、いいなと思ったんです。で、また園庭開放とかイベントのときとかあると、保護者の方々が集まってやっている。同じブロックとか近所の人で、保育園とか、あと本町小学校とかの役員やった仲間とかもいるので、いいなとか、こうやって支えていただいているんだなと思っていた中に、自分も加わってというのが、かつて想像したことがあったので、いろいろ教えていただいた1年でした。在り方に入っていけるのか、入りたいんですけどね、というのも含めて緊迫した1年になると思いますけれども、だからこそ、子どもたちのために楽しいことも含めてと思いますので引き続きよろしくお願いします。1年間どうもありがとうございました。

最後の閉会のご発言は大島委員長、よろしくお願いします。

○大島委員長　はい。皆さん本当大変にお疲れ様です。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じ、散会いたします。大変お疲れ様でした。

閉　　会